

目 次

競争政策関係

- ・ 公共工事に係わる競争入札参加資格申請手続きの見直し・・・・・・・・・・ 1
- ・ 公共工事に係わる一般競争入札の準備期間の確保・・・・・・・・・・ 2

基準認証関係

- ・ 植物防疫における非検疫有害動植物リストの拡大・・・・・・・・・・ 3
- ・ 地域主義-動植物製品に関してEUを単一市場と認証すること・・・・・・・・ 4
- ・ 生鮮果実及び野菜の輸入を承認する規制手続き・・・・・・・・・・ 5
- ・ 食品品質表示基準の統一・・・・・・・・・・ 6
- ・ 品質表示基準の統一・・・・・・・・・・ 7

金融関係

- ・ 機関投資家の運用制限に係る規制の撤廃・・・・・・・・・・ 8
- ・ 商品ファンドの口座における建玉制限の撤廃・・・・・・・・・・ 9
- ・ 商品ファンドにおける「主として商品投資により運用」の範囲に
ついて、証券先物取引及び金融先物取引も対象とする・・・・・・・・ 10
- ・ 商品ファンドにおける書類の閲覧についての規制緩和・・・・・・・・ 11
- ・ 商品ファンドにおけるクーリング・オフ制度の撤廃・・・・・・・・ 12
- ・ 金融商品の組入れ割合の緩和・・・・・・・・・・ 13
- ・ 商品ファンドに係る商品投資顧問業者の商品取引所による事前承認
制の廃止・・・・・・・・・・ 14
- ・ 商品ファンドにおける3省庁にまたがる主務官庁への申請、届出等の
窓口の一本化・・・・・・・・・・ 15
- ・ 商品ファンドにおける「許可申請書」の記載事項である役員の住所、
電話番号及び重要な使用人の住所の記載を撤廃すること・・・・・・・・ 16
- ・ 商品ファンドにおける役員及び重要な使用人に係わる許可申請、
届出等の際の住民票の添付の廃止・・・・・・・・・・ 17
- ・ 商品ファンドにおける「許可申請書」に添付する、成年被後見人等に
該当しない旨の官公署の証明書の撤廃・・・・・・・・・・ 18
- ・ 商品ファンド法第10条に規定する変更の届出の提出期限の緩和・・・・ 19
- ・ 商品投資販売業者の「中間業務報告書」の提出廃止・・・・・・・・ 20
- ・ 商品ファンドにおける「契約成立前交付書面」の記載事項
「資産配分状況」の撤廃・・・・・・・・・・ 21
- ・ 追加型ファンドにおける法定書面の交付義務の軽減・・・・・・・・ 22

・商品ファンドにおける「契約成立前交付書面」に記載する 「予想される損失の範囲の明記」の規制の撤廃	23
・商品ファンドにおける「契約成立前交付書面」に表示する文字、 色等の規制の撤廃	24
・商品ファンドにおける「契約成立時交付書面」の撤廃	25
・証券業務に係る農協法第10条第18項に基づく事業方法所の廃止	26
・備え付け議事録等のIT化	27
・顧客の書面による注文を受けて行なう有価証券の売買の取次ぎ	28
・資産運用アドバイス業務の取扱い	29
・子会社対象範囲の拡大（銀行子会社の所有）	30

農林水産業関係

・砂糖の価格制度のさらなる見直し	31
・国産ビール大麦購入義務化の廃止及び外国産麦芽の関税無税化	32
・株式会社の更なる農業参入に対する懸念	33
・農地制度の見直し	35
・水稲共済の当然加入制の見直し	36
・農業生産法人設立の要件について、農業分野における株式会社参入 の一層の推進	37
・農地に関する諸規制の撤廃について	39
・小麦粉の関税相当量引き下げ	41
・小麦の内外価格差の是正	42
・市街化区域内の農地転用のための権利移動に関する届出の撤廃	43
・現に耕作の目的に供していない農地の一時転用の規制緩和	44
・農地に関する諸規制の撤廃について	45
・市街化調整区域の農地を自由化	46
・無糖ココア調製品の関税割当枠の拡大等	47
・調製食用脂の関税割当枠の拡大	48
・日本農林規格について	49

流通関係

・乳製品の高関税の是正	50
・牛肉、食肉調製品、豚肉に係る関税の見直し	51
・米穀（計画流通米）小売業の登録更新手続の簡素化	52
・高関税率の是正	53
・輸入割当（IQ）制度の撤廃	54
・卸売市場法の活性化	55

・ 食品表示制度の改善について	56
・ 動物用医薬品販売に関する緩和	57
・ 米穀（計画流通米）小売業の登録更新手続きの簡素化及び登録 有効期間の延長	58
・ 米麦加工食品の輸入における納付金の徴収・届出制の廃止	59
・ 植物検疫の緩和	60
エネルギー関係	
・ 風力発電の立地促進に関する規制緩和及び許認可手続きの簡素化	61
・ 売電を目的とした民間風力発電事業への国有林野の貸付要件	62
運輸関係	
・ 内航船接続時の積替届けの廃止	64
・ 輸出入・港湾諸手続きの簡素化及びワンストップサービスの実現	65
その他	
・ リース（延払）非適用の補助金制度等へのリース（延払）の適用	67

分野	競争政策	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会	
項目	公共工事に係わる競争入札参加資格申請手続の見直し			
意見・要望等の内容	競争入札参加資格申請手続きのインターネットによる受付、ワンストップ・サービス化を実現するとともに、資格条件を統一化し、全ての競争入札に有効な統一資格とする。			
関係法令	なし	共管		
制度の概要	インターネットの受付、資格条件の統一に関しては法令の規定なし。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
競争入札参加資格申請手続きのインターネットによる受付については、平成 15、16 年度の資格に係る受付から実施。				
また、資格条件を統一化し、全ての競争入札に有効な統一資格とすることについては、他の公共工事を実施している省庁との調整が必要なことから早期の実現は困難。				
担当局課室等名	大臣官房経理課、農村振興局整備部設計課施工企画調整室			

分野	競争政策	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会	
項目	公共工事に係わる一般競争入札の準備期間の確保			
意見・要望等の内容	入札の公正確保・透明性向上の観点から、特に大規模公共工事の場合は、公告の実施時期を大幅に前倒しをし、入札参加者の入札準備期間を十分に確保する。例えば、特定調達契約の場合は、少なくとも入札期日の数ヶ月前には公告を行うこととする。地方公共団体が実施する調達契約の場合も、国に準じた措置を講じる。			
関係法令	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令	共管		
制度の概要	記載の政令第5条の規定により、契約担当官等が特定調達契約につき一般競争に付する場合、入札期日の40日前の官報による公告が義務付けられている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 農林水産省においては、平成7年度から発注予定情報を公表しているところであり、この公表は入札準備に対して十分参考になっているものと思料する。政府調達協定等に基づく国の特定調達契約の場合は、ご承知のとおり入札期日の40日前の官報による公告が義務付けられており、農林水産省としてもこれを満足するよう、最大限の努力にて対応しているところである。				
担当局課室等名	大臣官房経理課、農村振興局整備部設計課施工企画調整室			

分野	基準認証	意見・要望提出者	EU												
項目	植物防疫における非検疫有害動植物リストの拡大														
意見・要望等の内容	<p>非検疫病害虫リストに関し、切り花、鉢植植物、果実及び野菜に付着する全ての無害生物を含むようにリストを拡大すること。このために、まず、EUが要求している9種の害虫(注)を非検疫有害動植物に指定すること。</p> <p>非検疫リストに含まれていないクオリティー・ウイルスに対する許容レベルを引き上げること。</p> <p>(注)モモアカアブラムシ、マメクロアブラムシ、ワタアブラムシ、ダイコンアブラムシ、シクラメンコブアブラムシ、ナミハダニ、リンゴハダニ、ミカンキイロアザミウマ、ネギアザミウマ</p>														
関係法令	植物防疫法第5条の2	共管	なし												
精度の概要	<p>1 植物の病害虫は一旦侵入・発生すると急速かつ広範にまん延することから、農作物等に甚大な被害をもたらすおそれがあり、農業生産に多大な影響を与えかねない。このため、我が国への病害虫の侵入を未然に防ぎ、我が国の農作物等を病害虫から守ることを目的として、植物防疫法に基づき、全国の主要な海港や空港において輸入される植物等に対して検疫を実施している。</p> <p>2 国内に広く分布し、国による発生予察事業等の対象とされていない等、検疫措置の対象外とすることが適当と考えられる病害虫を選定し、非検疫有害動植物のリストを定めている。</p>														
計画等における記載の状況	該当なし														
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期：)</p>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
措置済	措置するか否かを含めて検討中														
措置予定	具体的措置の検討中														
(説明)															
<p>1 我が国の植物検疫制度では、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動植物のみを検疫有害動植物としており、有用な植物に対して加害性を有しないものは、検疫の対象から除かれる。</p> <p>2 EUが要求している9種の害虫については、検疫有害動植物に該当するため、現時点では、これらを非検疫有害動植物のリストに追加することは困難である。</p> <p>3 我が国は、今後とも、必要に応じ、非検疫有害動植物のリストの見直しを行い、病害虫の危険度に応じた植物検疫を実施していくこととしている。</p> <p>4 上記の意見・要望中、「非検疫リストに含まれていないクオリティー・ウイルスに対する許容レベルを引き上げること」については、平成11年11月の日・EU規制改革対話専門家会合において、EU側から、「EU対外経済総局の手違いで要望に入ってしまったが、オランダ側と調整した結果、EUとしては関心がないので、次の要望リスト改正時には訂正したい」との回答を受けている。したがって、この要望は削除されるべきである。</p>															
担当局課室等名	生産局植物防疫課														

分野	基準認証	意見・要望提出者	E U
項目	地域主義 - 動植物製品に関して E U を単一市場と認証すること		
意見・要望等の内容	動植物検疫において、E U を単一市場として承認し、E U 域内の動植物検疫措置の決定にあたっては、個別の承認の必要を無くすこと。		
関係法令	植物防疫法、家畜伝染病予防法	共管	なし
制度の概要	輸入の解禁や、疾病・病虫害の無発生地域の認定等といった動植物検疫措置の決定に関しては、実際の疾病・病虫害発生国であり、かつ、実際の動植物検疫措置を講じ、その実施責任主体である当事国との間で個別具体的な技術上の協議を行っている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明)			
<p>我が国が E U を単一地域とみなし、全加盟国に対して斉一に動植物検疫措置を適用するには、全加盟国においてその適用が妥当と判断できる科学的根拠が提示される必要がある。しかし、実際には、域内における疾病・病虫害の発生状況、適用される動植物検疫措置は共通ではなく、さらにその実施責任主体は欧州委員会ではなくて各加盟国にあると理解するところである。</p> <p>欧州委員会が当事加盟国を対象とした動植物検疫措置の適用について我が国と協議を行うためには、提示される措置の科学的な根拠のみならず、協議の対象となる欧州委員会が当事加盟国の代表として、当事加盟国の実施する動植物検疫措置に責任をもちうる体制であるのか、一定の技術水準を保証し得るか等の未解明の課題が多く存在し、直ちにこれを認めることは困難である。</p> <p>このことについては、日・E U の専門家間による数回の情報交換を経て、99年11月に開催された日・E U 規制改革対話における専門家会合での協議の結果、欧州委員会から協議の実施を必要とする具体的な案件について提案を受け、個々に協議を実施し得るか検討(ケーススタディ)を行うこととなった。</p> <p>なお、その後、E U 側からは具体的な提案はなされていない。</p>			
担当局課室等名	生産局植物防疫課、畜産部衛生課		

分野	基準認証	意見・要望提出者	E U
項目	生鮮果実及び野菜の輸入を承認する規制手続き		
意見・要望等の内容	日本の植物検疫制度に関するW T O 紛争解決機関の勧告に基づき、スペイン産のクレメンティンとサルスティアーナ種スイートオレンジ生果実の輸入を承認する。		
関係法令	植物防疫法	共管	なし
制度の概要	<p>1 . 我が国は、我が国農業生産に甚大な被害を与えると推察される 1 5 種類の病害虫及び日本に産しない稲の病害虫の侵入を防止するため、植物防疫法に基づき、その寄主植物について輸入を禁止している。</p> <p>2 . 輸入が禁止されている植物を輸入解禁するためには、対象となる病害虫の消毒技術の確立、無発生地域の設定等の検疫措置により、我が国への病害虫の侵入を防止できることが試験・調査等に基づいて明らかにされる必要がある。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>1 ス페인産クレメンティンとサルスティアーナ種スイートオレンジについては、日・スペイン間の植物防疫機関の協議により 0 1 年 9 月までに両品目についての低温殺虫技術の有効性についての技術的検討を了し、我が国において、輸入解禁手続きにおける次の段階である公聴会の開催を検討していたところ、2001 年 12 月、低温殺虫処理され米国に輸入されたスペイン産クレメンティンからチチュウカイミバエが発見され、スペイン産クレメンティンの輸入が一時停止された事例があったため、現在、スペインとの間で輸入解禁条件の再検討を行っているところである。</p> <p>2 . なお、我が国は、W T O 紛争解決機関の勧告に従って、品種別試験要求及びガイドラインを 9 9 年 1 2 月 3 1 日をもって廃止し、日米間で協議を行った結果、0 1 年 1 0 月 1 2 日付けで米国産りんご及びさくらんぼに対し、これに代わる新たな方式(C T 値方式)を採用したところである。</p> <p>しかし、この勧告に従った新たな方式は、コドリンガが寄生するおそれのある品目で、その殺虫のために臭化メチルくん蒸が適用されているか、又は今後適用され得る 8 品目(りんご、さくらんぼ、ネクタリン、くるみ、すもも、なし、あんず及びまるめろ)に関するものであるため、スペイン産のオレンジについては、チチュウカイミバエの殺虫のための低温処理を適用しようとするものであることから、当該勧告に従った新たな方式とは直接関係はない。</p>			
担当局課室等名	生産局植物防疫課		

分野	基準認証	要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	品質表示基準の統一			
要望の内容	食品に関する地方条例に基づく品質表示基準の廃止又は国レベル基準との一体化			
関係法令	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（ＪＡＳ法） 加工食品品質表示基準（告示）等	共管	なし	
制度の概要	<p>一般消費者向けのすべての食品について、ＪＡＳ法に基づく告示（生鮮食品品質表示基準、加工食品品質表示基準等）により、生鮮食品については名称及び原産地等、加工食品については名称、原材料名、賞味期限等を義務づけている。</p> <p>都道府県などにおいては、これらの基準で規定されていない事項について、都道府県等の判断により、表示の基準等を定め、事業者に対し表示を求めている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	（実施(予定)時期： 年 月）		（結論時期： 年 月）	
<p>（説明）</p> <p>ＪＡＳ法に基づく食品の品質表示制度は、一般消費者の選択に資する観点から、国際的な表示ルールとの整合を図りつつ、食品の種類別に表示すべき事項等を内容とする品質表示基準を定めているところであるが、都道府県等が住民福祉の向上等の観点から条例により独自の基準等を定めることは、地方自治の本旨に即して当該都道府県等の判断により行うものと考えている。</p>				
担当局課室等名	総合食料局品質課			

分野	金融	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売協会	
項目	機関投資家の運用制限に係る規制の撤廃			
意見・要望等の内容	農業協同組合及び信用農業協同組合連合会の余裕金の運用について、商品ファンドによる運用を認める。			
関係法令	農業協同組合法施行令第3条の5 平成13年金融庁・農林水産省告示第19号	共管	金融庁	
制度の概要	農業協同組合及び信用農業協同組合連合会の余裕金運用の範囲については、経営の健全性の観点から、農業協同組合法施行令等において制限している。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
農協系統の金銭債権の取得による余裕金運用範囲は、関係法令等により流動性、安全性、農協等の運用時一体等を勘案して定めているところである。商品ファンドについては、その市場規模や運用実績等を踏まえ、今後とも慎重に対応すべきものであり、現段階では余裕金運用の範囲として含めることは困難と考える。				
担当局課室等名	経営局金融調整課			

分野	金融	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会	
項目	商品ファンドの口座における建玉制限の撤廃			
意見・要望等の内容	商品取引所の「受託契約準則」において定められた建玉の制限を超える場合は、委託者の計算において転売若しくは買戻しをしなければならないが、多額の資金を有する商品ファンドの場合、容易に制限枚数に達してしまうことから、商品ファンドからの運用については、建玉制限を撤廃すること。			
関係法令		共管		
制度の概要	相場操縦を目論んだ投機資金の過度の流入を避けるため、各商品取引所の受託契約準則及び市場管理要綱において、委託者及び会員ごとに商品別、限月別及び全限月合計の建玉数量の制限が定められている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 建玉制限については市場管理上の問題であり、具体的には取引所の市場管理要綱で定めていることから、直接商品取引所に申し出られたい。				
担当局課室等名	総合食料局商品取引監理官			

分野	金融	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス㈱	
項目	商品ファンドにおける「主として商品投資により運用」の範囲について証券先物取引及び金融先物取引も対象とする			
意見・要望等の内容	商品ファンドは、「主として商品投資により運用」するものとして、商品先物取引、商品オプション取引及び商品現物取引を主な取引にすることに限定しているが、「主として商品」の範囲の確保を図りつつ、証券先物取引及び金融先物取引も対象として先物取引全般の運用への拡大を図ること。			
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条 商品投資販売業者の業務の運営に関する基本事項について(局長通知)	共管	金融庁、経済産業省	
制度の概要	商品ファンドは、「主として商品投資により運用」するものとして、商品先物取引、商品オプション取引及び商品現物取引に限定しており、一方、従たる部分においては、信託受益権、抵当証券、有価証券、証券先物取引、金融先物取引等の金融商品の資産運用を限定的に可能としている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
<p>商品ファンドは、投資家から出資された財産をまとめて主として商品投資で運用することにより得られた成果を配分する金融商品であり、商品投資に係る事業の規制に関する法律において、主たる運用方法に商品投資以外の証券先物取引及び金融先物取引を追加し先物取引全般の運用を措置することは困難である。</p> <p>一方で、「主として商品投資により運用」する場合であってもその従たる部分においては、証券先物取引、金融先物取引等金融商品を一部組み入れることができることとなっており、この運用割合に対する制限についての規制緩和が可能か否かについて検討する。</p>				
担当局課室等名	総合食料局商品取引監理官			

分野	金融	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス㈱	
項目	商品ファンドにおける書類の閲覧についての規制緩和			
意見・要望等の内容	商品投資販売業者が書類を顧客に閲覧する閲覧者は、商品ファンドの購入者だけではなく、不特定多数の顧客が閲覧できるが、投信法での私募は閲覧の対象外になっているように、一般の勧誘を行わない特定の顧客のニーズに合わせた限定的な商品ファンドに係る書類の閲覧は、関係者のみに限定する規制の緩和を求める。			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> 商品投資に係る事業の規制に関する法律第20条 商品投資販売業者の業務に関する命令第6条 	共管	金融庁、経済産業省	
制度の概要	商品投資販売業者は、当該商品投資販売業者の業務及び財産の状況を記載した書類を営業所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ、閲覧させなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 商品投資販売業者に対して業務及び財産の状況を記載した書類の閲覧を義務づけているのは、投資家が投資判断を行う上で、既存の商品投資の内容(運用状況等)と商品投資販売業者の経営状況を把握することは、自己責任原則を基本とした投資家保護を図る上で重要なためである。 現状においては、不特定多数の顧客に対し勧誘を行わないで、特定の顧客との間でそのニーズに合わせた組成された、いわゆるプライベート商品ファンドについても閲覧の対象としているが、投資家保護上問題を生じることなくこの点について規制緩和することが可能か否かを検討する。				
担当局課室等名	総合食料局商品取引監理官			

分野	金融	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス㈱	
項目	商品ファンドにおけるクーリング・オフ制度の撤廃			
意見・要望等の内容	金融商品の中でも特に類似している投資信託においては、当該法律ではクーリング・オフの規定はなく、投資家の金融商品の選択において無用な混乱を招く恐れがあることや通信取引におけるクーリング・オフは実務上混乱を呈していることからクーリング・オフ制度の撤廃を求める。			
関係法令	・商品投資に係る事業の規制に関する法律第19条	共管	金融庁、経済産業省	
制度の概要	商品投資販売業者と商品投資契約等を締結した顧客は、商品投資契約等の成立時の書面を受理した日から起算して十日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 商品投資契約においては、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者が本仕組みを十分に理解しないまま契約を締結してしまうことが容易に想定されること、業者は「必ず利益が取得できる」又は「元本相当分は保証」とする誘引力の高い契約であり、かかる特性及び安全性、利殖性が強調されがちな業者の言辞により、冷静な判断をしないまま、契約締結に至るといった場合が容易に想定されるという特性がある。 このような商品ファンドの特性に鑑み、一般の投資家に対して契約締結後一定期間は意志決定の再確認をし得る時間的余裕を与えることとしたものであり、投資家保護上クーリング・オフ制度の廃止は困難である。 なお、通信取引による場合のクーリング・オフの起算日となる投資家が契約時交付書面を受領した日を特定し、到達を確認する方法は、商品投資販売業者の業務に関する命令において規定されており、実務上の混乱は生じないものと考えている。				
担当局課室等名	総合食料局商品取引監理官			

分野	金融	意見・要望提出者	(社)リース事業協会、オリックス(株)	
項目	金融商品の組入れ割合の緩和			
意見・要望等の内容	組入れの割合が制限されている金融商品のうち、確定運用を目的とする金融商品(運用期間内に満期をむかえる国債、社債等)の購入については組入れの割合の対象外とする。			
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条 商品投資販売業者の業務の運営に関する基本事項について(局長通知)	共管	金融庁、経済産業省	
制度の概要	商品ファンドは、「主として商品投資により運用」するものとして、商品先物取引、商品オプション取引及び商品現物取引に限定しており、一方、従たる部分においては、信託受益権、抵当証券、有価証券、証券先物取引、金融先物取引、国債、社債等の金融商品の資産運用を限定的に可能としている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
商品ファンドは、主として商品投資で運用する金融商品であり、商品投資以外の投資対象である金融商品から国債、社債等を除外して組入れ割合の規制対象外とすることは、その商品構成によっては「主として商品投資により運用」という商品投資に係る事業の規制に関する法律が規定する「商品ファンド」に該当しない可能性が生じることから、措置困難である。				
担当局課室等名	総合食料局商品取引監理官			

分野	金融	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会																				
項目	商品ファンドに係る商品投資顧問業者の商品取引所による事前承認制の廃止																						
意見・要望等の内容	工業品系の商品取引所を除く取引所においては、商品ファンドにおける委託者が契約する商品投資顧問業者は、受託に当たり事前取引所の承認が必要となっていることから、その承認に時間を要した場合、その間取引ができないため、運用成績に影響が及びため、承認制を廃止すること。																						
関係法令		共管																					
制度の概要	迂回による投資を防止する観点から、手数料自由化の流れの中で組み入れられてきた制度である。																						
計画等における記載の状況	該当なし																						
対応の状況	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:20%; border:none;"></td> <td style="width:20%; border:none;">措置済・措置予定</td> <td style="width:20%; border:none;">検討中</td> <td style="width:20%; border:none;">措置困難</td> <td style="width:20%; border:none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border:none;"> <div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="border:none;">措置済</td> <td style="border:none;">措置するか否かを含めて検討中</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">措置予定</td> <td style="border:none;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table> </div> </td> <td colspan="3" style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> </tr> <tr> <td style="border:none;"></td> <td colspan="3" style="border:none;">(実施(予定)時期:)</td> <td style="border:none;"></td> </tr> </table>					措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="border:none;">措置済</td> <td style="border:none;">措置するか否かを含めて検討中</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">措置予定</td> <td style="border:none;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table> </div>	措置済	措置するか否かを含めて検討中	措置予定	具体的措置の検討中						(実施(予定)時期:)			
	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																			
<div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="border:none;">措置済</td> <td style="border:none;">措置するか否かを含めて検討中</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">措置予定</td> <td style="border:none;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table> </div>	措置済	措置するか否かを含めて検討中	措置予定	具体的措置の検討中																			
措置済	措置するか否かを含めて検討中																						
措置予定	具体的措置の検討中																						
	(実施(予定)時期:)																						
<p>(説明)</p> <p>商品投資顧問業者の認定の仕法等については商品取引所の受託契約準則で定めていることから、直接商品取引所に申し出られたい。</p>																							
担当局課室等名	総合食料局商品取引監理官																						

分野	金融	要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会	
項目	商品ファンドにおける3省庁にまたがる主務官庁への申請、届出等の窓口の一本化			
要望の内容	申請手続等の効率化及び事務負担の軽減のため、3省庁において受付窓口を一つに決めるいわゆる窓口の一本化を求める。			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> 商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条第1項、第8条第1項、第9条、第10条及び第11条 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第1条、第7条第1項、第8条及び第9条 	共管	金融庁、経済産業省	
制度の概要	商品投資販売業の許可を受けようとする者等は、許可等の申請書又は申請事項に関する変更届を主務大臣(本法は共管法であり、3省庁大臣あて)に提出しなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期: 年 月)	措置困難	その他
(説明) 本事業は、事業内容に即して主務庁である3省庁各々の審査、協議等を経て、許可、監督等を実施しており、申請及び届出等に係る提出書類については、各省庁の監督上必要なものであり、今後とも各々3省庁への提出が必要である。 なお、現在、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関して、電子情報処理組織を使用する方法等により申請者等の利便性の向上を図ること等を目的として、行政手続等のオンライン化のための整備が平成15年度実施を目的に整備中であり、この実施に伴い、申請者の行政手続等の事務負担は軽減されるものとする。				
担当局課室等名	総合食料局商品取引監理官			

分野	金融	要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会	
項目	商品ファンドにおける「許可申請書」の記載事項である役員の住所、電話番号及び重要な使用人の住所の記載を撤廃すること			
要望の内容	申請に対する審査基準等から、住所及び電話番号は必要不可欠のものとは解しがたいうえ、個人のプライバシーの観点より削除すべきものとする。			
関係法令	・商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条 ・商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第3条	共管	金融庁、経済産業省	
制度の概要	商品投資販売業の許可を受けようとする者は、役員の氏名及び住所並びに重要な使用人があるときは、その者の氏名及び住所、その他主務省令で定める事項等を記載した許可申請書を主務大臣に提出しなければならない。 また、省令で定められた許可申請書の様式及びその添付書類の様式において、住所及び電話番号を記載することとなっている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期：16年3月)	措置困難	その他
(説明)				
<p>「許可申請書」に役員の住所及び重要な使用人の住所が記載事項となっているのは、住民票等と照合することによる本人の存在の確認、同姓同名の者との区分、その者が法第6条第1項第4号の不許可条件に該当するかの確認(許可の欠格要件)等、本人であることを確認するため審査上必要な記載事項であり、役員及び重要な使用人の住所の記載を撤廃することは困難である。</p> <p>一方、役員の電話番号の記載については、審査上支障が生じないかどうか問題点を精査し、検討して参りたい。</p>				
担当局課室等名	総合食料局商品取引監理官			

分野	金融	要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会	
項目	商品ファンドにおける役員及び重要な使用人に係わる許可申請、届出等の際の住民票の添付の廃止			
要望の内容	役員及び重要な使用人の不適格条件の確認のために、住民票が必要であることに合理性が見いだしにくく、当該条項を削除を求める。			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> 商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条第2項、同法第8条第2項、同法第10条 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第3号及び第9条第3号 	共管	金融庁、経済産業省	
制度の概要	商品投資販売業の許可、又は更新許可、若しくは変更の届出を申請する際には、許可申請書等に住民票の抄本(外国人である場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書)又はこれに代わる書面を添付して提出しなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期：16年3月)	措置困難	その他
(説明) 許可申請及び役員等の変更があった場合の変更届に際して、役員及び重要な使用人の住民票の抄本の提出を求めるのは、その者が法第6条第1項第4号の不許可条件に該当するかを確認するために必要であるからであり、直ちに書類の提出を廃止することは困難である。 しかしながら現在、国の行政機関等の申請・届出等手続の電子化推進に関するアクション・プラン等に基づいて、平成15年度実施に向けて住民基本台帳ネットワークシステムを準備中であり、これを活用することにより、住民票の添付を廃止することが可能か否かについて検討して参りたい。				
担当局課室等名	総合食料局商品取引監理官			

分野	金融	要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会	
項目	商品ファンドにおける「許可申請書」に添付する、成年被後見人等に該当しない旨の官公署の証明書の撤廃			
要望の内容	<p>許可基準の一つである役員又は重要な使用人の適格性については、申請者の代表が主務省令で定める様式(別紙様式第4号)により誓約書を提出していることから、更に、官公署の証明書を求めることは過重である。</p> <p>したがって、当該条項の撤廃を求める。</p>			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> 商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条第2項 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第4号 	共管	金融庁、経済産業省	
制度の概要	商品投資販売業の許可を申請する際には、許可申請書に役員又重要な使用人が、成年後見人とみなされる者及び非保佐人とみなされる者並びに準禁治産者に該当しない旨の官公署の証明書(外国人である場合には、これらに該当しないことを誓約する書面)を添付して提出しなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： 年 月)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>(結論時期： 年 月)</p>	措置困難	その他
(説明)				
<p>許可申請及び役員等の変更があった場合の変更届に際して、役員及び重要な使用人の成年被後見人等に該当しない旨の官公署の証明書の提出を求めるのは、その者が法第6条第1項第4号の不許可条件に該当するかを確認するために必要であるからであり、また、商品投資販売業者の代表者に誓約書の提出を求めているのは、申請者自らが証明する手段がない欠格条項について、やむを得ず証明に代えて誓約することを求めているためのものである。</p> <p>また、本添付を省略した場合の代替案としては、商業登記簿謄(抄)本のみによる確認方法や 欠格条項全てに該当しない旨の誓約書のみによる確認方法を検討したものの、 については商業登記法における役員登記の際に審査を行う規定がないことから法第6条第1項第4号で添付の欠格要件の確認資料とはなり得ない。また、 については、現行法上で誓約書を求めているのは申請者自らが証明する手段がない欠格条項について、やむを得ず証明に代えて誓約することを求めているものであり、簡略化のために求めているものではないことから、本書類の提出を撤廃することは困難である。</p> <p>なお、現在「国の行政機関等の申請・届出等手続の電子化に関するアクションプラン」等においてオンライン化による申請を準備しているが、官公署の証明については電子化の時期が未定であるため、書面での提出が必要である。</p>				
担当局課室等名	総合食料局商品取引監理官			

分野	金融	要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会		
項目	商品ファンド法第10条に規定する変更の届出の提出期限の緩和				
要望の内容	変更事項の全てについて2週間以内に届出を行わなければならないという点につき合理的必要性が見いだしにくい。添付書類によっては、外部証明等、入手に時間を要するものもあり、内容により柔軟に対応すべきである。				
関係法令	・商品投資に係る事業の規制に関する法律第10条 ・商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第9条	共管	金融庁、経済産業省		
制度の概要	商品投資販売業者は、商号又は名称及び住所、営業所の名称及び所在地、役員の氏名及び住所並びに重要な使用人の氏名及び住所、他に行っている事業の種類、主要株主の商号、氏名又は名称他は住所、役員の兼職状況に変更があったとき、又はその資本の額若しくは出資の総額を増加したときは、その日から2週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。				
計画等における記載の状況	該当なし				
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難	その他	
(説明)					
<p>変更届が必要とされている事項は、商品投資販売業の監督のために必要最小限のものであるので、変更届け以外に業者の情報を得る有効な手段がない現状では、届出事項の削減や廃止は困難である。</p> <p>また、変更届は、許可業者の状況を把握するという趣旨に加え、変更内容によっては、許可要件から逸脱する場合もあり、それを早急に確認するためにも遅滞なく提出を求めるべきものであるが、届出書類の調整の時間を考慮して2週間の猶予を法律上設けているものであり、提出期限の延長は困難である。</p>					
担当局課室等名	総合食料局商品取引監理官				

分野	金融	要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会		
項目	商品投資販売業者の「中間業務報告書」の提出廃止				
要望の内容	「中間業務報告書」は、投資家に対する「書類の閲覧」の要件にはなっておらず、内容も、「業務報告書」の記載事項と同一であり、あえて半年間の状況については過度な報告事項であり、廃止を求める。				
関係法令	商品投資販売業者の許可及び監督に関する令第14条	共管	金融庁、経済産業省		
制度の概要	商品投資販売業者は、事業年度ごとに、業務の状況を記載した中間業務報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならないこととなっている。				
計画等における記載の状況	該当なし				
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期：15年3月)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)			
(説明)					
中間業務報告書の提出を廃止することについては、特段の支障は生じないものと考え、現在、主務省庁間で平成14年度内に実施する方向で合意しており、共管省庁と速やかに調整し措置することとしたい。					
担当局課室等名	総合食料局商品取引監理官				

分野	金融	要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会	
項目	商品ファンドにおける「契約成立前交付書面」の記載事項「資産配分状況」の撤廃			
要望の内容	<p>元本の追加運用をすることができる商品ファンド(追加型商品ファンド)に追加運用するための契約における契約成立前交付書面の記載事項中、当該契約の勧誘開始日の前々月末日の「資産配分状況」を撤廃する。</p> <p>同じ書面の開示事項である当該商品ファンドの貸借対照表及び損益計算書をもって必要十分であると考えます。</p>			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> 商品投資に係る事業の規制に関する法律第16条 商品投資販売業者の業務に関する命令第3条第1項第31号 	共管	金融庁、 経済産業省	
制度の概要	<p>商品投資販売業者は、商品投資契約の締結等をしようとするとき、又は商品投資受益権の販売を内容とする契約の締結等をしようとするときは、顧客に対し、当該商品投資契約等が成立するまでの間に、商品投資契約等の内容及びその履行に関する事項であって当該商品投資契約等に係る概要を記載した書面を交付しなければならないが、この記載事項は、「元本の追加運用をすることができる商品ファンドに追加運用するための商品投資契約等の締結等をしようとする場合における、当該商品投資契約の締結等の勧誘の開始日前々月末日の資産配分状況」となっている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： 年 月)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>(結論時期： 年 月)</p>	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>商品ファンドはその仕組みが複雑で、リスクを有するものであることから、投資家が契約締結前にその内容について十分な知識を得ることが必要である。このため、当該契約を締結するか否かについて、判断の材料となるべきものを投資家に提供するため書面の交付を求めているものである。</p> <p>また、商品ファンドの販売については、平成10年6月に最低販売単位が撤廃され、一般投資家の購入が容易になった。実際その後の商品ファンドはその大半が個人投資家向けに販売されており、リスク商品の情報開示について、その重要性・必要性は今後更に高まるものと考えられる。</p> <p>このような趣旨に鑑み、「契約成立前交付書面」において、直近時点における商品ファンドの「資産配分状況」を知らせることは、当該商品ファンドの性格、特性等の理解に資するものであり、投資家の判断材料になり得るものと考えられることから、投資家保護上、撤廃は困難である。</p>				
担当局課室等名	総合食料局商品取引監理官			

分野	金融	要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会	
項目	追加型ファンドにおける法定書面の交付義務の軽減			
要望の内容	元本の追加運用をすることができる商品ファンド(追加型商品ファンド)において、同一ファンドを追加購入する場合は、変更内容のみ交付することの要・不要の確認を投資家よりとることにより、交付義務を軽減する。			
関係法令	・商品投資に係る事業の規制に関する法律第16条及び第17条 ・商品投資販売業者の業務に関する命令第3条及び第4条	共管	金融庁、 経済産業省	
制度の概要	<p>商品投資販売業者は、追加型ファンドの購入であるかないかの別なく全て</p> <p>商品投資契約の締結等をしようとするとき、又は商品投資受益権の販売を内容とする契約の締結等をしようとするときは、顧客に対し、当該商品投資契約等が成立するまでの間に、商品投資契約等の内容及びその履行に関する事項であって当該商品投資契約等に係る概要を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>商品投資契約又は商品投資販売契約が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、当該商品投資契約又は当該商品投資販売契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期：16年3月)	措置困難	その他
(説明)				
<p>商品投資契約等に係る成立前の書面の交付について、商品ファンドはその仕組みが複雑なものであることから、投資家は契約締結前にその内容について十分な知識を得ることが必要である。このため、業者に当該契約を締結するか否かにつき判断の材料となるべきものを投資家に提供させ、業者の業務内容、商品ファンドの内容等につき説明させることとしたものである。</p> <p>また、商品投資契約等に係る成立時の書面の交付は、商品投資販売契約が成立した場合に、その契約内容が不明確であると、後日になって当事者間に契約内容を巡って紛争が生じる恐れが大きいため、成立した契約の内容を書面に記載させることにより、その明確化を図るとともに、買い主等に注意を喚起させることとして、後になって紛争の生じる余地のないようにする必要があることから設けられた規定である。</p> <p>契約前と契約時の2回に分けて書面を交付させることで、投資家保護の徹底を図ったものであるが、追加型ファンドにおける再購入である場合に限り、直近に購入した追加型の商品ファンドからの変更事項のみを交付すること、若しくは、顧客から再度の契約前の交付書面の要・不要の確認による方法等をとることが投資家保護の観点から問題が生じないかどうかについて精査し、検討して参りたい。</p>				
担当局課室等名	総合食料局商品取引監理官			

分野	金融	要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会	
項目	商品ファンドにおける「契約成立前交付書面」に記載する「予想される損失の範囲の明記」の規制の撤廃			
要望の内容	商品投資販売業者が、商品投資契約等の契約前に顧客に対して交付する書面の記載事項において、顧客から出資された財産又は信託財産の運用形態が元本確保型(ファンドの取組の構成上、契約期間(信託期間)満了時の元本の償還に必要となる金額の確保を追求しているもの)か積極運用型(ファンドの取組の構成上、元本の確保がなされていないもの)かとの違いにかかわらず、想定される最大損失投資金額は全額で同じであるが、積極運用型の場合には「予想される損失の範囲の明記」することとなっており、これを撤廃する。			
関係法令	・商品投資に係る事業の規制に関する法律第16条 ・商品投資販売業者の業務に関する命令第3条第1項第8号	共管	金融庁、経済産業省	
制度の概要	商品投資販売業者は、商品投資契約等の締結等をしようとするときは、顧客に対し、当該商品投資契約等が成立するまでの間に、商品投資契約等の内容及びその履行に関する事項であって当該商品投資契約等に係る概要を記載した書面を交付しなければならないが、この記載事項は、「顧客から出資された財産又は信託財産の運用形態について、元本確保型(元本の確保の方法及び確保できる金額を記載すること。)、積極運用型(予想される損失の範囲について記載すること。)等の別及び追加募集の有無。」となっている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期：16年3月)	措置困難	その他
(説明)				
<p>商品投資契約等に係る成立前の書面について、商品ファンドはその仕組みが複雑なものであることから、投資家は契約締結前にその内容について十分な知識を得ることが必要である。このため、業者に当該契約を締結するか否かにつき判断の材料となるべきものを投資家に提供させ、業者の業務内容、商品ファンドの内容等につき説明させることとしたものである。</p> <p>法第16条で交付を義務づけている当該書面では、元本確保型、積極運用型の別にかかわらず、元本が保証されたものではない旨の記載が商品投資販売業者の業務に関する命令第3条第2項第2号により義務づけられている。</p> <p>また、損失の可能性としては、積極運用型と同様に元本保証型であっても、取引の状況によってはその投資額の全額を失う可能性がある。</p> <p>このため、積極運用型の場合における「予想される損失の範囲の明記」の規制の撤廃について、問題が生じないかどうか精査し、検討して参りたい。</p>				
担当局課室等名	総合食料局商品取引監理官			

分野	金融	要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会	
項目	商品ファンドにおける「契約成立前交付書面」に表示する文字、色等の規制の撤廃			
要望の内容	商品投資販売業者が、商品投資契約の成立前に顧客に対し交付する書面に使用する文字の大きさ、色、表示方法等の規制の撤廃			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> 商品投資に係る事業の規制に関する法律第16条 商品投資販売業者の業務に関する命令第3条第2項及び第3項 	共管	金融庁、経済産業省	
制度の概要	<p>商品投資契約の締結等をしようとするとき、又は商品投資受益権の販売を内容とする契約の締結等をしようとするときは、顧客に対し、当該商品投資契約等が成立するまでの間に、商品投資契約等の内容及びその履行に関する事項であって当該商品投資契約等に係る概要を記載した書面を交付しなければならないが、当該書面には、</p> <p style="padding-left: 40px;">赤枠の中に、当該書面の内容を十分に読むべき旨及び元本が保証されたものでない旨を12ポイント以上の大きさの文字及び数字を用い赤字で記載しなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期：16年3月)	措置困難	その他
(説明) 商品投資契約等の成立前の書面について、商品ファンドはその仕組みが複雑なものであることから、投資家は契約締結前にその内容について十分な知識を得ることが必要である。このため、業者に当該契約を締結するか否かにつき判断の材料となるべきものを投資家に提供させ、業者の業務内容、商品ファンドの内容等につき説明させることとしたものである。 投資家保護の観点から、当該書面の文字及び数字の大きさ並びに投資家に特に周知すべき注意喚起の記載事項を定めているが、この表示のあり方について、投資家保護上、問題が生じないかどうか精査し、検討して参りたい。				
担当局課室等名	総合食料局商品取引監理官			

分野	金融	要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会	
項目	商品ファンドにおける「契約成立時交付書面」の撤廃			
要望の内容	商品投資販売業者が商品投資契約等の成立時に顧客へ交付する書面を撤廃、若しくは、簡素化する。			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> 商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条 商品投資販売業者の業務に関する命令第4条 	共管	金融庁、経済産業省	
制度の概要	商品投資販売業者は、商品投資契約又は商品投資販売契約が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、当該商品投資契約又は当該商品投資販売契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期：16年3月)	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>商品ファンドの販売については、平成10年6月に最低販売単位が撤廃され、一般投資家の購入が容易になった。実際その後の商品ファンドはその大半が個人投資家向けに販売されており、リスク商品の情報開示について、その重要性・必要性は今後更に高まるものと考えられる。</p> <p>そうした中、契約成立時交付書面は、契約書の性格を有していることを考えると、撤廃することは困難である。</p> <p>しかしながら、当該書面の記載事項のうち契約成立前交付書面との重複等省略をしても差し支えないものがあるかどうかについて精査して、検討して参りたい。</p>				
担当局課室等名	総合食料局商品取引監理官			

分野	金融	意見・要望提出者	全国農業協同組合中央会、農林中央金庫	
項目	証券業務に係る農協法第10条第18項に基づく事業方法書の廃止			
意見・要望等の内容	証券業務に関する方法書には、農協法第10条第18項（法改正に伴う条ズレにより現行は「第20項」）に基づく事業の内容及び方法を定めたものと、証券取引法に基づく業務内容方法書の2種類があり、前者の内容は後者の内容に含まれていることから、あえて農協法上の証券業務に係る事業の内容及び方法を定めたものを独立させて存在させる必要性は乏しいので、これを廃止する。			
関係法令	農業協同組合法第10条第18項(第20項)	共管	金融庁	
制度の概要	組合が証券取引法第65条第2項に掲げる業務を行おうとする場合には、農協法第10条第18項（第20項）に基づき事業の内容及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。また、当該認可を受けた事業の内容及び方法を変更しようとするときも同様とされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>農協及び信連の証券業務は、組合員のために行う場合（農協法第10条第7項）と余裕金運用として行う場合（農協法施行令第3条の5）に区分され、前者の場合については、特に適正な業務運営を期し、業務内容方法書を定めることとしている。本件要望については、こうした観点を踏まえた検討が必要である。</p>				
担当局課室等名	経営局金融調整課			

分野	金融	意見・要望提出者	全国農業協同組合中央会、農林中央金庫	
項目	備え付け議事録等のIT化			
意見・要望等の内容	主たる事務所、従たる事務所での議事録・議事録謄本及び事業報告書等の備え付けについて、電子的記録による備え付けも可能とする。			
関係法令	農業協同組合法第35条、第36条	共管	金融庁	
制度の概要	理事は、総会、理事会及び経営管理委員会の議事録等及び事業報告書等を主たる事務所、従たる事務所に備えておかななければならないが、農協法上、電磁的記録の作成についての定めがない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 組合についても株式会社と同様の措置を導入することとし、その内容、手続等の具体的な措置について検討を行う。				
担当局課室等名	経営局金融調整課			

分野	金融	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	顧客の書面による注文を受けて行う有価証券の売買の取次ぎ			
意見・要望等の内容	顧客の書面による注文を受けて行う有価証券の売買の取次ぎ業務を、農林中央金庫等協同組織金融機関に認める。			
関係法令	・証券取引法第 65 条第 1 項 ・農林中央金庫法	共管	金融庁	
制度の概要	顧客の書面による注文を受けて行う有価証券の売買等は、銀行に対しては証券取引法第 65 条第 1 項において認められているが、農林中央金庫等協同組織金融機関には認められていない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：第 156 回通常国会に関連法案を提出予定)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
<p>多様な投資家による幅広い市場参加を促進するため、有価証券の販売チャネルの拡充を図る観点から、</p> <p>現在銀行に認められている書面取次ぎ業務を協同組織金融機関も行い得ることとするための関連法案を今国会に提出予定。</p>				
担当局課室等名	経営局金融調整課			

分野	金融関係	意見・要望提出者	農林中央金庫
項目	資産運用アドバイス業務の取扱い		
意見・要望等の内容	顧客の金融資産に関する運用アドバイス業務を、農林中央金庫および信託銀行子会社の業務の付随業務として位置づけるとともに、投資にかかる「助言業務」について、投資顧問業法の適用除外とする取扱い。		
関係法令	・農林中央金庫法第54条第4項 ・銀行法第10条第2項、 ・投資顧問業法第4条	共管	金融庁
制度の概要	資産運用アドバイス等の助言業務は、農林中央金庫および信託銀行子会社の業務の「付随業務」として明定されていないことから、行うことができない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 ()	検討中 () 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 () その他
<p>(説明)</p> <p>農林中央金庫については、利益相反の防止、経営の健全性確保及び取引の公正性確保等の観点から、株式の売買の取次ぎ業務等の証券業を行うことが制限されている。ただし、農林中央金庫が、顧客の書面による注文を受けてその計算においてする有価証券の売買等の業務を行うことができることとするため、関連法案を今国会に提出する予定である。</p> <p>このような中で農林中央金庫が、投資顧問業法に規定する投資顧問業を併せ営むこととなれば、実態として農林中央金庫が株式の売買の取次ぎ等を行うに等しい状態となることから、農林中央金庫に投資顧問業を認めることは困難である。()</p> <p>なお、投資顧問業法に規定する投資顧問業には該当しない「資産運用に関する助言業務」については、その具体的な業務内容を踏まえ、農林中央金庫及び信託銀行子会社の付随業務として適当かどうか検討する。()</p>			
担当局課室等名	経営局金融調整課		

分野	金融関係	意見・要望提出者	農林中央金庫
項目	子会社対象範囲の拡大（銀行子会社の所有）		
意見・要望等の内容	農林中央金庫の子会社対象会社に「銀行」を加える。		
関係法令	農林中央金庫法第72条	共管	金融庁
制度の概要	子会社対象会社として農林中央金庫が保有できる「銀行」は、「信託業務を営む銀行」とされている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>金融機関の業務の多様化、農協系統金融機関の組織再編成の進展等の状況及び総合規制改革会議の「(農協系統の)信用・共済事業の在り方、信用・共済事業を含めた分社化、他業態への事業譲渡等の組織再編が可能となる措置を検討すべきである」との答申(「規制改革の推進に関する第2次答申」(平成14年12月12日決定))を踏まえ、農林中央金庫を含む農協系統信用事業の分社化につき検討を行う必要がある。</p> <p>その選択肢の1つとして、農林中央金庫による子会社銀行保有の可能性について検討することとする。</p>			
担当局課室等名	経営局金融調整課		

分野	農林水産業	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会																					
項目	砂糖の価格制度のさらなる見直し																							
意見・要望等の内容	<p>現行の調整金徴収制度を見直すとともに、国内産糖の位置付け、国内産糖の生産振興とその費用負担のあり方などについて検討を深め、最低生産者価格及び国内砂糖価格の引き下げが実現するようにすべきである。また、新しく導入された入札制度については、輸入糖売戻価格を基準とした市場原理に基づく適正な価格設定がなされるよう改善すべきである。</p>																							
関係法令	砂糖の価格調整に関する法律	共管	なし																					
制度の概要	<p>輸入糖について、国内産糖合理化目標価格を下回る場合に農畜産業振興事業団による買入・売戻を行うことにより、調整金を徴収する。また、最低生産者価格以上で買い入れられた甘味資源作物を原料とした国内産糖について、農畜産業振興事業団から国内産糖交付金を交付する。さらに、国内産原料糖及び輸入糖の一部数量について、透明かつ適正な価格形成を図るため、平成12年10月から入札の仕組みを導入した。</p>																							
計画等における記載の状況	該当なし																							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">措置済</td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">措置予定</td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(実施(予定)時期:)</td> </tr> </table>					措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他		措置済	措置するか否かを含めて検討中				措置予定	具体的措置の検討中				(実施(予定)時期:)			
	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																				
	措置済	措置するか否かを含めて検討中																						
	措置予定	具体的措置の検討中																						
	(実施(予定)時期:)																							
<p>(説明)</p> <p>平成11年9月に決定された「新たな砂糖・甘味資源作物政策大綱」に基づいて法律改正等を行い、平成12年10月から新たな糖価調整制度が開始されたところである。この中で、市場原理を活用した最低生産者価格及び国内産糖価格等の形成の実現を図るほか、輸入糖調整金を時限的に減額するとともに、関係企業の再編・合理化を積極的に推進し、砂糖価格の引き下げ及び砂糖需要の回復を目指すこととしている。</p> <p>このため、関係者との連携の下、新制度の円滑な推進を図っていくことが肝要であり、更なる制度改正の必要性はない。</p> <p>また、入札制度については、大綱の趣旨を踏まえ、国内産原料糖について、需給事情、品質等を適切に反映した透明かつ適正な価格形成が図られるよう、平成12年10月から導入したところであり、当該制度の運用を通じて市場原理に基づく適正な価格設定がなされている。</p>																								
担当局課室等名	生産局特産振興課																							

分野	農林水産業	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会																
項目	国産ビール大麦購入義務化の廃止および外国産麦芽の関税無税化																		
意見・要望等の内容	ビールの関税が撤廃されたことを踏まえ、国内産ビール大麦と輸入麦芽との実質的な抱き合わせ購入義務を廃止する。																		
関係法令	関税暫定措置法	共管	財務省																
制度の概要	麦芽の輸入については、昭和48年度まで輸入割当制度がとられてきたが、昭和49年の輸入自由化に伴い、国産ビール大麦の確保と麦芽の安定的な供給を図るため、関税割当制度が採用されている。																		
計画等における記載の状況	該当なし																		
対応の状況	<table border="0" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width:20%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width:20%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width:20%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; vertical-align: middle;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 5px;">{</div> <div style="text-align: center;">措置済</div> <div style="margin: 10px 0;">—</div> <div style="text-align: center;">措置予定</div> </div> </td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; vertical-align: middle;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 5px;">{</div> <div style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="margin: 10px 0;">—</div> <div style="text-align: center;">具体的措置の検討中</div> </div> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;">(実施(予定)時期：)</td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;">)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他		<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 5px;">{</div> <div style="text-align: center;">措置済</div> <div style="margin: 10px 0;">—</div> <div style="text-align: center;">措置予定</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 5px;">{</div> <div style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="margin: 10px 0;">—</div> <div style="text-align: center;">具体的措置の検討中</div> </div>				(実施(予定)時期：))		
	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他															
	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 5px;">{</div> <div style="text-align: center;">措置済</div> <div style="margin: 10px 0;">—</div> <div style="text-align: center;">措置予定</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 5px;">{</div> <div style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="margin: 10px 0;">—</div> <div style="text-align: center;">具体的措置の検討中</div> </div>																	
	(実施(予定)時期：))																	
(説明)																			
<p>1 ビール大麦は、麦類の中でも収穫期が早いことから、二毛作の推進等を通じた水田農業の確立を図る上で重要な作物であり、今後とも、安定的な生産を推進していくことが必要である。</p> <p>このため、国産ビール大麦の安定的な生産を図りつつ、麦芽の供給を確保する観点から、麦芽について関税割当制度を設けているところである。</p> <p>2 麦芽の関税割当制度の運用に当たっては、国内需要量見込みから国産ビール大麦の生産量を差し引いたものにつき麦芽関税割当制度の一次税率(無税)枠を設定している。</p> <p>この結果、実需者は、年間70~80万トと需要量の9割程度の麦芽を無税で輸入している。</p> <p>3 なお、国産ビール大麦については、従来から業界と生産者団体との自主的協議に基づいて契約栽培が実施されてきている。</p>																			
担当局課室等名	生産局農産振興課																		

分野	農林水産業	意見・要望提出者	秋田県農業会議	
項目	株式会社のさらなる農業参入に対する懸念			
意見・要望等の内容	株式会社の農業参入については、投機的な農地取得、産業廃棄物処理地への利用や地域農業の調和等への懸念があることから、平成13年3月から一定要件を附して参入を認め、その実施状況を検証しているところであります。その懸念がまだ払拭されたとはいえない状況で、これ以上の農業生産法人要件の緩和は、農業現場に混乱を招くばかりであり実施しないこと。			
関係法令	農地法第2条第7項	共管	なし	
制度の概要	<p>現行制度上、農地の権利取得（所有権、賃借権など）が認められる法人は、以下の要件を満たす法人（農業生産法人）に限られている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法人形態要件 農事組合法人、合名・合資会社、株式会社（株式の譲渡制限のあるものに限る。）、有限会社 2 事業要件 主たる事業が農業（関連事業を含む。）であること。 3 構成員要件 農地の権利を提供した個人、法人の農業の常時従事者、農地保有合理化法人、農協、地方公共団体といった農業関係者が中心となり、これら農業関係者以外の者の議決権は全体で1/4以下、1構成員当たり1/10以下。 4 業務執行役員要件 役員の過半は農業に常時従事する構成員であること。 この過半を占める役員の過半は、農作業に原則として60日以上従事すること。 			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画】 - 7 - (3) - ア 農業生産法人制度 農地法の一部を改正する法律により、平成13年3月から、農業生産法人の一形態として、新たに株式会社が追加されたこと等を踏まえ、農家等の農業関係者が構成員の中心となり、農業協同組合・バイオ産業・食品産業等の参加を得つつ、株式会社形態等農業経営の法人化を進める。</p> <p>【規制改革推進3か年計画（改定）】 - 10、 - 7 - (3) - ア 農業生産法人制度 農業生産法人への出資制限を始めとする現行制度や実態について速やかに検証を図り、農業経営の株式会社化等を一層推進するための措置を講ずる。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			

(説明)

株式会社の農業参入については、資金調達や人材確保などの観点からメリットがある一方で、投機目的での農地取得や地域における水管理・土地利用の混乱等に対する強い懸念が農業関係者から示されているが、平成13年3月に施行された改正農地法においては、これらの懸念を払拭する十分な措置を講じた上で、農業経営の法人化を推進する観点から、農業生産法人の一形態として、一定の要件を満たす株式会社について農地の権利取得が認められたところであり、平成14年7月段階で既に27の株式会社が、地域農業との調和等にも配慮しつつ、営農を行っている。

このような中で、昨年8月の構造改革特区提案において、農業生産法人以外の企業等にも農業参入の途を開くべきとの提案が多数の地方公共団体から寄せられた。こうした地域からの切実な要望に応えるため、担い手不足、農地の遊休化が深刻化し、既存の農業者だけでは農地の保全や地域農業の維持が困難な地域において、農業生産法人以外の企業等が農業参入できる特例を、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)において措置したところである。この特例を措置するに当たっては、地方公共団体等からの貸付方式、地方公共団体等との協定の締結(不適正な利用に対しては契約解除措置を取りうる。)といった仕組みを設けており、農業関係者の懸念を払拭できるものと考えている。

また、農業生産法人の多様な経営展開が可能となるよう、農業生産法人の構成員要件について特例措置を設けること等を内容とする関係法律の改正案を、今通常国会に提出することとしているが、この場合においても、農村現場の懸念の声を十分踏まえつつ検討しているところである。

担当局課室等名

経営局構造改善課

分野	農林水産業	要望提出者	秋田県農業会議	
項目	農地制度の見直し			
要望の内容	市町村の土地利用調整条例が農地法や農振法に優先することとなれば、農地法上の農地でない農地を生み出し、「農地の無法地帯」を生み出すおそれ。また、農地転用に関しては、国や県の農政方向との整合性を担保し、客観的・広域的な運用が必要であり、農地の治外法権化を目指す改正は行わないこと。			
関係法令	農地法第4条及び第5条、農振法第8条	共管	なし	
制度の概要	農地を農地以外のものにする場合には、農地法に基づき許可が必要。また、市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域（農用地等として利用すべき土地の区域）を定めている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： 年 月) (結論時期： 年 月)			
(説明)				
<p>農林水産省としては、住民合意の下で、農地等の適切な保全及び利用を図る市町村のイニシアティブに基づく取組みを促進するため、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築を検討している。</p> <p>この検討に当たっては、農地等の適切な保全及び利用を図る市町村のイニシアティブに基づく取組みを現行の農地法等の制度の枠組みの中に位置付けることを考えている。</p>				
担当局課室等名	農村振興局農村政策課			

分野	農林水産業	意見・要望提出者	(社)千葉県農業協会	
項目	水稲共済の当然加入制の見直し			
意見・要望等の内容	水稲について自然災害を起因とする一定割合を超える減収についても、自己責任で対応すべきであると考えてるので、当該共済への加入を現行の当然加入から任意加入にしたい。			
関係法令	農業災害補償法第16条第1項	共管	なし	
制度の概要	組合員たる資格を有する者のうち、その農業共済組合が現に行っている農作物共済において共済目的の種類とされている農作物(水稲、陸稲及び麦)のいずれかにつき都道府県知事が定める一定の規模(都府県の水稲 20~40 アール(北海道の水稲 30 アール~1ヘクタール))以上の耕作の業務を営む者は当然に、それ以外の者は任意に加入するものとされている。(農業災害補償法第16条)			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
<p>(説明)</p> <p>水稲共済の当然加入制は、水稲等が我が国の農業の基幹作物として重要な位置づけにあり、今後も全国レベルでの生産維持・確保が不可欠であるので、災害対策においても万全を期す必要があること、また、これら作物は、全国的に作付けされており、被害態様も多種多様であるため、保険制度としては安定的な保険母集団を確保して危険分散を図る必要があること等の観点から採られているものであり、大規模な自然災害が発生した場合においても、農家の危険を分散し、営農の継続に大きく貢献しているところである。</p> <p>このように水稲共済の当然加入制は、国の農業災害対策の柱として重要な役割を果たしており、農業経営の安定のためには必要不可欠な制度である。</p>				
担当局課室等名	経営局保険課			

分野	農林水産業	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会 (社)ニュービジネス協議会
項目	農業生産法人設立の要件について 【日本チェーンストア協会】 農業分野における株式会社参入の一層の推進 【(社)ニュービジネス協議会】		
意見・要望等の内容	農業生産法人は、人格要件、事業要件、構成員要件等の要件によりその設立が難しい現状である 【日本チェーンストア協会】 農業分野等への民間参入促進は効率的で利用者のニーズに合った多様なサービスの提供を可能とする。従って、株式会社をはじめとする民間参入促進に係る規制の緩和を行なうべきである。 【(社)ニュービジネス協議会】		
関係法令	農地法第2条第7項	共管	なし
制度の概要	現行制度上、農地の権利取得(所有権、賃借権など)が認められる法人は、以下の要件を満たす法人(農業生産法人)に限られている。 1 法人形態要件 農事組合法人、合名・合資会社、株式会社(株式の譲渡制限のあるものに限る。)、有限会社 2 事業要件 主たる事業が農業(関連事業を含む。)であること。 3 構成員要件 農地の権利を提供した個人、法人の農業の常時従事者、農地保有合理化法人、農協、地方公共団体といった農業関係者が中心となり、これら農業関係者以外の者の議決権は全体で1/4以下、1構成員当たり1/10以下。 4 業務執行役員要件 役員の過半は農業に常時従事する構成員であること。 この過半を占める役員の過半は、農作業に原則として60日以上従事すること。		
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画】 - 7 - (3) - ア 農業生産法人制度 農地法の一部を改正する法律により、平成13年3月から、農業生産法人の一形態として、新たに株式会社が追加されたこと等を踏まえ、農家等の農業関係者が構成員の中心となり、農業協同組合・バイオ産業・食品産業等の参加を得つつ、株式会社形態等農業経営の法人化を進める。 【規制改革推進3か年計画(改定)】 - 10、 - 7 - (3) - ア 農業生産法人制度 農業生産法人への出資制限を始めとする現行制度や実態について速やかに検証を図り、農業経営の株式会社化等を一層推進するための措置を講ずる。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他

(実施 (予定) 時期 :)

(説明)

平成 13 年 3 月から農業生産法人の一形態として、一定の要件を満たす株式会社について農地の権利取得が認められたところであるが、このような中で、昨年 8 月の構造改革特区提案において、農業生産法人以外の企業等にも農業参入の途を開くべきとの提案が多数の地方公共団体から寄せられた。

農業関係者の懸念を払拭しつつ、こうした地域からの切実な要望に応えるため、担い手不足、農地の遊休化が深刻化し、既存の農業者だけでは農地の保全や地域農業の維持が困難な地域において、地方公共団体等からの貸付方式、地方公共団体等との協定の締結、といった仕組みの下で、農業生産法人以外の企業等が農業参入できる特例を、構造改革特別区域法 (平成 14 年法律第 189 号) において措置したところである。

また、農業生産法人の多様な経営展開が可能となるよう、認定農業者たる農業生産法人の構成員要件について特例措置を設けること等を内容とする関係法律の改正案を、今通常国会に提出することとしている。

担当局課室等名

経営局構造改善課

(説明)

農地法においては、適正かつ効率的に耕作する者に農地の権利取得を認めることとしているが、この規制は、国土が狭小な我が国において、食料自給率の向上等国民に対する食料の安定供給を図っていくために、食料生産の基盤となる農地を最大限効率的に利用していくための制度的措置として、農政上、重要な役割を果たしている。

この農地の権利取得については、農家・非農家に関係なく、一定の要件を満たし、適正かつ効率的に耕作する者であると認められる者であれば誰でも可能であり、要望にあるように農家・非農家をもって不平等な取扱いを行ってはいない。

また、農地の固定資産税は、農地の低収益性等を考慮し、適正な課税がなされているところである。

担当局課室等名

経営局構造改善課

分野	農林水産業	要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	小麦粉の関税相当量引き下げ			
要望の内容	小麦粉の輸入について ガットウルグアイラウンドの農業交渉による「例外なき関税化」に伴い、一定関税相当量を支払えば、誰でも任意に輸入できるが、実際には関税相当量が高く輸入メリットがない。			
関係法令	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第70条、関税暫定措置法第2条	共管	財務省	
制度の概要	<p>小麦粉の輸入制度</p> <p>小麦粉を政府以外の者が輸入する場合は、UR農業合意に基づき設定された関税相当量を支払う必要がある。</p> <p>小麦粉の関税相当量(納付金+関税)、2001年度～</p> <p>納付金(食糧法に基づき農林水産省が徴収) 62円60銭/kg</p> <p>関税(関税暫定措置法に基づき財務省が徴収) 27円40銭/kg</p> <p>関税相当量(納付金+関税) 90円/kg</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期: 年 月)		(結論時期: 年 月)	
(説明)				
<p>1. 国民の主食である米麦及びこれと代替性の高い小麦粉等の米麦加工品の輸入については、国内の需給・価格の安定にできるだけ影響を与えないよう国家貿易としているところであり、政府以外の者が輸入する場合は、UR農業合意に基づき基準期間(1986～88年)における内外価格差等を用いて適切に設定された関税相当量を徴収している。</p> <p>2. 小麦粉の関税相当量については、上記関税相当量を国際約束に従い1995年度～2000年度の6年間で15%引き下げたところであり、国内需給の安定を図る観点からこれ以上の引き下げを行うことは困難である。</p>				
担当局課室等名	食糧庁加工食品課			

分野	農林水産業	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会									
項目	小麦の内外価格差の是正											
意見・要望等の内容	(1) 小麦の政府買入価格の段階的引下げ及び政府売渡価格の継続的引下げ (2) 一般輸入におけるマークアップの一層の引下げ (3) 国内産麦の位置付け、国内産麦の生産振興と費用負担のあり方の検討をさらに深め、内外価格差の是正に直接つながる制度の構築											
関係法令	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 66 条、第 68 条、同法施行令第 41 条、43 条	共管	なし									
制度の概要	(1) 麦の政府買入価格については、麦の生産費その他の生産条件、麦の需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、麦の再生産を確保することを旨として定めることとされている。 (2) 麦の政府売渡価格については、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされている。具体的には、家計の安定が図られる価格の範囲内で、国内産麦に対する財政負担と外国産麦からの差益との収支に赤字が生じないことを基本とする方式により決定されている。											
計画等における記載の状況	規制緩和推進 3 か年計画 - 7 - (3) - ア - 今後の麦政策については、「新たな麦政策大綱」(平成 10 年 5 月 29 日省議決定)を踏まえ、逐次施策の具体化を図り、必要な措置を講ずる。											
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 ┌───┐ │ 措置済 │ │ ─── │ │ 措置予定 │ └───┘ </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 ┌───┐ │ 措置するか否かを含めて検討中 │ │ ─── │ │ 具体的措置の検討中 │ └───┘ </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 ┌───┐ │ ─── │ └───┘ </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> その他 ┌───┐ │ ─── │ └───┘ </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> (実施(予定)時期:「新たな麦政策大綱」に示された転換プログラムを踏まえながら逐次実施) </td> </tr> </table>				措置済・措置予定 ┌───┐ │ 措置済 │ │ ─── │ │ 措置予定 │ └───┘	検討中 ┌───┐ │ 措置するか否かを含めて検討中 │ │ ─── │ │ 具体的措置の検討中 │ └───┘	措置困難 ┌───┐ │ ─── │ └───┘	その他 ┌───┐ │ ─── │ └───┘	(実施(予定)時期:「新たな麦政策大綱」に示された転換プログラムを踏まえながら逐次実施)			
措置済・措置予定 ┌───┐ │ 措置済 │ │ ─── │ │ 措置予定 │ └───┘	検討中 ┌───┐ │ 措置するか否かを含めて検討中 │ │ ─── │ │ 具体的措置の検討中 │ └───┘	措置困難 ┌───┐ │ ─── │ └───┘	その他 ┌───┐ │ ─── │ └───┘									
(実施(予定)時期:「新たな麦政策大綱」に示された転換プログラムを踏まえながら逐次実施)												
(説明) (1) 小麦の政府買入価格については、麦の生産費、その他の生産条件、需給動向、物価その他の経済事情を参酌し、毎年定めることとされている。また、政府売渡価格については、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、毎年定めることとされている。こうした下、政府買入価格、政府売渡価格とも低下しており、平成 14 年度は昭和 60 年度と比べ、それぞれ累計約 2 割、約 4 割の引き下げを行っている。 (2) マークアップについては、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき我が国が譲許表で約束した内容を着実に実施している。 (3) 政府売渡価格の算定方式については、「新たな麦政策大綱」を踏まえ、民間流通への移行に伴い政府買入れが不要となった際には、費用負担関係の透明性が一層向上するような新たな算定方式(外麦コスト価格と内麦生産の安定に係る費用を基に算定する方式)に移行することとしているが、国際化の進展、関連諸施策の検討状況、内外麦を巡る状況等を踏まえて、さらに検討することとしている。												
担当局課室等名	食糧庁企画課											

分野	農林水産業	要望提出者	オリックス(株)	
項目	市街化区域内の農地転用のための権利移動に関する届出の撤廃			
要望の内容	優先的かつ計画的に市街化を図る区域である市街化区域内においては、農地転用のための届出を撤廃すべきである。			
関係法令	農地法第5条	共管	なし	
制度の概要	<p>農地法では、農地を耕作目的又は転用目的で権利移動する場合の制限や小作人に対する耕作権の保護等の措置を一体となって講じているところである。</p> <p>市街化区域の農地転用のための権利移転については、同区域の性格等から容易に転用が行われるよう届出制としているところであるが、農業委員会が届出書を受理するに当たっては、当該地が小作地であるかどうかを確認して小作地である場合には耕作者の同意を要件としている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難	その他
(説明) 市街化区域内農地の転用であっても、耕作者の地位の安定を図る観点から、届出制は必要である。				
担当局課室等	農村振興局農村政策課			

分野	農林水産業	要望提出者	(社)日本経団連	
項目	現に耕作の目的に供していない農地の一時転用の規制緩和			
要望の内容	現に耕作の目的に供していない農地を工事のために一時的に使用する場合は、作付確約書の添付等を撤廃することにより工事コストの削減、工事期間の短縮が図られることから転用許可を不要とすべきである			
関係法令	農地法第5条	共管	なし	
制度の概要	<p>1 農地を一時的に農地以外の利用に供する場合に当たっては、農地への原状回復が確実に行われること、転用に伴って周辺農地の営農条件に支障が生じないよう適切な措置がとられること等を確認して許可することとしている。</p> <p>2 この場合、作付確約書の添付については、転用許可制度において義務付けはしていない。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期： 年 月) (結論時期： 年 月)			
<p>(説明)</p> <p>農地を一時的に農地以外の利用に供する場合であっても、食料の生産基盤である農地の農業上の利用を確保する観点から、農地以外の利用に供した後は再び農地としての利用が可能となること、また、通常の農地転用と同様に周辺農地の営農条件に支障が生じないよう適切な被害防除措置がとられること等を確認する必要があるため、許可を必要としているところである。</p> <p>なお、許可不要とする要望の理由となっている、許可申請に当たっての作付確約書の添付については、法令上の義務付けはなく、また、原状回復後の作物の作付けの指導については、転用許可制度上の措置としてではなく、地域において遊休農地の適正利用を図る観点から行われているものと思われる。</p>				
担当局課室等名	農村振興局農村政策課			

分野	農林水産業	要望提出者	個人
項目	農地に関する諸規制の撤廃について		
要望の内容	非市街化区域では大規模で効率的な農業が不可能な山間の畑でも家等の建設ができないことから、そのような規制は撤廃すること。		
関係法令	農地法第5条	共管	なし
制度の概要	<p>1 農地転用許可制度では、食料供給の基盤である優良農地を確保し、転用が行われる場合には効率的な農業生産に支障が少ない農地から順次行われるよう指導するとともに、具体的な土地利用計画を伴わない農地取得は認めないこととしている。</p> <p>2 効率的な農業生産ができないような山間地域の農地については、周辺農地に係る営農条件に支障が生じないこと、農地転用が確実に行われることを確認した上で、原則許可している。</p> <p>3 なお、市街化区域と市街化調整区域の区域区分がなされている都市計画区域においては、転用しようとする農地が市街化調整区域に存在するため都市計画法の開発許可が得られない場合には、農地転用の確実性がないことから農地転用の許可は行わないこととしている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難 その他
(説明) 要望の内容については他法令による許認可が行われれば、農地法の転用許可は可能と判断される。			
担当局課室等名	農村振興局農村政策課		

分野	農林水産業	要望提出者	個人
項目	市街化調整区域の農地を自由化		
要望の内容	調整区域の農地を都市住民に開放して、農地の取得を認めること。		
関係法令	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条 農地法第3条第2項	共管	なし
制度の概要	都市住民等が趣味的な農業を行う場合については、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律により、農地法第3条の許可を受けずに市町村等から農地を借り受けることが可能ですので、この制度を活用してください。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難 その他
(説明)			
担当局課室等名	農村振興局地域振興課、経営局構造改善課		

分野	農林水産業	意見・要望提出者	(社)日本経団連	
項目	無糖ココア調製品の関税割当枠の拡大等			
意見・要望等の内容	1 関税割当枠の拡大、国産粉乳との抱合せ率の緩和 2 国産粉乳使用台帳等の記載内容の簡素化			
関係法令	関税暫定措置法	共管	財務省	
制度の概要	<p>昭和63年4月からのチョコレート菓子関税の大幅な引下げ(20%→10%)の実施に伴い、国内チョコレートメーカーへの影響を考慮して、国産粉乳の安定的引取りにも配慮しつつ、チョコレートメーカーの原料調達コストの低減を図るため、昭和63年度よりチョコレート製造用のココア調製品(無糖)に国産粉乳との抱合せを伴う関税割当制度を導入している。</p> <p>国産粉乳との抱合せ率は、現在、国産粉乳1に対して無糖ココア調製品2.6となっている。</p> <p>また、当制度は、チョコレート製造用として使用する無糖ココア調製品について、国産粉乳との抱合せを条件として一次関税を無税としていることから、厳正に運用する必要があるため、品名・規格・数量等に関する台帳の整備を行っている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
<p>無糖ココア調製品の割当枠及び抱合せ率については、当該年度におけるチョコレート製造用の当該調製品及び国産粉乳の需給を勘案し設定している。</p> <p>また、無糖ココア調製品は、国産粉乳との抱合せを条件として一次関税を無税としていることから、その使用実態を確認するために必要な品名・規格・数量等に関する台帳の整備を行っているものである。</p> <p>要望1の枠の拡大については、平成14年度より約2.1万トンへ拡大したところである。</p> <p>要望1の抱合せ率の緩和については、競合する国産粉乳の需給に配慮する必要があること、また、要望2については、本制度運用上不可欠なものであることから、要望内容の措置は困難である。</p>				
担当局課室等名	総合食料局食品産業振興課			

分野	農林水産業	意見・要望提出者	(社)日本経団連
項目	調製食用脂の関税割当枠の拡大		
意見・要望等の内容	ニュージーランド産以外の各国産の製品についても、乳脂肪を含む調製食用脂の関税割当枠の拡大を図るべきである。		
関係法令	関税暫定措置法	共管	財務省
制度の概要	<p>調製食用脂（乳脂肪分と植物油脂を混合したもの）は、国産バターと競合するものであるが、その輸入の増大が国内で問題となり、昭和56年度から輸出国のNZに対して輸出自主規制を要請し、輸入貿易管理令に基づく事前確認制対象品目に指定することとなった。</p> <p>その後、UR農業合意に基づき関税化され、当時の輸入実績をアクセス約束数量とし平成7年度より関税割当に移行した。その際、NZとの交渉の結果、全体の割当量（約1.9万トン）のうちの6割にあたる約1.2万トンをNZ産に割り当てることとなった。</p> <p>残りの約7千トンについては、国別割当は実施していない。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明)	<p>全体の枠は現在も変わらず約1.9万トンであり、NZ産は約1.2万トン、残り約7千トンはEUやシンガポールから輸入されている</p> <p>関税割当数量の取扱いについては、競合する国内の乳製品の需給に配慮する必要があることから、要望内容の措置は困難である。</p>		
担当局課室等名	総合食料局食品産業振興課		

分野	農林水産業	意見・要望提出者	カナダ政府
項目	日本農林規格について		
意見・要望等の内容	(1)複合製品の規格など、新しい技術が急速に進歩している分野の規格の見直しをより頻繁に行う。 (2) J A S 1 1 1 の下で製材の樹種の同等性を決定するための基準を作成する。 (3) 2 0 0 5 年以前に J A S 1 4 3 を改定することを検討する。 (4) 農林物資規格調査会部会へのカナダの参加を検討する。		
関係法令	J A S 法	共管	なし
制度の概要	J A S 法に基づき J A S 規格は 5 年以内に見直すこととなっている。見直しの際は J A S 調査会に諮問をすることになっている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) (1) J A S 規格の改正は基本的に定期見直しで実施しているが、具体的な要望があれば個別にお聞かせいただきたい。 (2) 同等性の評価のためのマニュアルについて、現在検討を進めているところであり、遅くとも本年中に結論を出したいと考えている。 (3) J A S 規格の定期見直しについては、改正 J A S 法に基づき、平成 1 2 年度から始めたところであり、林産物の 2 4 品目について、5 年計画で順次見直しの作業を行うこととしていることから、現段階で、平成 1 2 年度に見直しを行った針葉樹の構造用製材の規格の見直しを平成 1 7 年度以前に前倒しして実施することは困難である。しかし、次回の見直し作業にあたって必要な資料の準備等を行うことは有益と考えているので、改正の要望については、随時お聞かせいただくとともに資料提出にも御協力願いたい。 (4) 農林物資規格調査会部会の専門委員として、既に貴国林産業関係者を任命しているところであるが、専門委員数には上限もあり、今後もお要望をお聞きしながら対応したい。			
担当局課室等名	総合食料局品質課		

分野	流通	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会										
項目	乳製品の高関税の是正												
意見・要望等の内容	ガットウルグアイラウンドの農業交渉による「例外なき関税化」に伴い、一定の関税相当量を支払えば、誰でも任意に輸入できるが、実際には関税が高く輸入メリットがない。												
関係法令	関税暫定措置法第2条、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第14条～14条の5	共管	なし										
制度の概要	<p>牛乳・乳製品の輸入制度</p> <p>牛乳・乳製品の輸入制度（関税率及び関税割当）は、UR農業合意による国際約束に基づき実施しているものである。</p> <p>主な乳製品の関税率</p> <table border="0"> <tr> <td>脱脂粉乳</td> <td>21.3%+396円/kg</td> </tr> <tr> <td>バター</td> <td>29.8%+985円/kg</td> </tr> <tr> <td>ナチュラルチーズ</td> <td>29.8%</td> </tr> <tr> <td>プロセスチーズ</td> <td>40.0%</td> </tr> <tr> <td>アイスクリーム</td> <td>21.0%</td> </tr> </table>			脱脂粉乳	21.3%+396円/kg	バター	29.8%+985円/kg	ナチュラルチーズ	29.8%	プロセスチーズ	40.0%	アイスクリーム	21.0%
脱脂粉乳	21.3%+396円/kg												
バター	29.8%+985円/kg												
ナチュラルチーズ	29.8%												
プロセスチーズ	40.0%												
アイスクリーム	21.0%												
計画等における記載の状況	該当なし												
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;"> <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> </td> <td style="padding-left: 20px;"> <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </td> <td style="padding-left: 20px;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="padding-left: 20px;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table>			<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>						
<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>										
<p>(説明)</p> <p>現行の制度は、UR農業合意による国際規約に基づくものである。当該事項については、我が国の国際約束の履行と密接に関連するものであること、また、上記の法令に基づき適正に実施されているところであることから、措置は困難である。</p>													
担当局課室等名	生産局畜産部牛乳乳製品課												

分野	流通	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会					
項目	牛肉、食肉調整品、豚肉に係る関税の見直し							
意見・要望等の内容	<p>牛肉は高関税品目であり、国内価格の上昇（高値）要因となっているため、これを是正すべきである。</p> <p>豚肉については、国内の養豚農家保護との側面もあるが、消費者に対して「良質の豚肉を安く」販売する立場からは「差額関税制度」という関税障壁は早急に撤廃すべき。</p>							
関係法令	関税暫定措置法第2条第3項	共管	財務省					
制度の概要	<p>UR合意の結果に基づき、牛肉・食肉調整品は関税を賦課されている。（平成14年度：38.5%）</p> <p>また、豚肉については、UR合意の結果、輸入価格が分岐点価格である524円/kg（部分肉、以下同じ）を超える場合は4.3%の定率、従量税適用限度価格までは従量税482円/kg、従量税適用限度価格を超え分岐点までは基準輸入価格546.53円/kgとの差額が、それぞれ関税として賦課されている。</p>							
計画等における記載の状況	該当なし							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 ┌───┐ │ 措置済 │ │ │ │ 措置予定 │ └───┘ （実施（予定）時期： </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 ┌───┐ │ 措置するか否かを含めて検討中 │ │ │ │ 具体的措置の検討中 │ └───┘ ） </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">措置困難</td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">その他</td> </tr> </table>				措置済・措置予定 ┌───┐ │ 措置済 │ │ │ │ 措置予定 │ └───┘ （実施（予定）時期：	検討中 ┌───┐ │ 措置するか否かを含めて検討中 │ │ │ │ 具体的措置の検討中 │ └───┘ ）	措置困難	その他
措置済・措置予定 ┌───┐ │ 措置済 │ │ │ │ 措置予定 │ └───┘ （実施（予定）時期：	検討中 ┌───┐ │ 措置するか否かを含めて検討中 │ │ │ │ 具体的措置の検討中 │ └───┘ ）	措置困難	その他					
（説明） 牛肉・豚肉の関税率は、国内関係者への影響が大きい中、UR交渉で最大限の譲歩を行った結果、平成12年度までに段階的に引き下げられた（牛：50% 38.5%、豚：613.34 546.53円/kg）ところであり、これを見直すことは困難である。								
担当局課室等名	生産局畜産部食肉鶏卵課							

分野	流通	意見・要望提出者	(社)日本経団連 日本チェーンストア協会									
項目	米穀(計画流通米)小売業の登録更新手続の簡素化											
意見・要望等の内容	登録小売業者の登録有効期間を大幅に延長する等、登録更新手続きを簡素化すべきである。 特に、期間中に変更届出を行っていて、その後変更のない者については、更新時には必要最低限の添付書類の提出で足りることとし、「登記簿謄本」、「米穀の販売を行うための売場、その他常設の事業所を権原に基づいて利用できることを証する書面(例:賃貸借契約書)」は不要とすべきである。											
関係法令	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第35条、47条において読み替えて準用する法第10条第1項、第3項	共管	なし									
制度の概要	小売業の登録の有効期間は、登録を受けた日から起算して3年とされた。 有効期間の満了後引き続き小売業を行おうとする者は、更新の登録を受けなければならない。											
計画等における記載の状況	該当なし											
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">措置済・措置予定</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置済</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置予定</div> </div> </td> <td style="width: 25%; padding-left: 10px;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">検討中</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="margin-bottom: 10px;">具体的措置の検討中</div> </div> </td> <td style="width: 25%; padding-left: 10px;">措置困難</td> <td style="width: 25%; padding-left: 10px;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding-top: 10px;">(実施(予定)時期:)</td> </tr> </table>				<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">措置済・措置予定</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置済</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置予定</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">検討中</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="margin-bottom: 10px;">具体的措置の検討中</div> </div>	措置困難	その他	(実施(予定)時期:)			
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">措置済・措置予定</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置済</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置予定</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">検討中</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="margin-bottom: 10px;">具体的措置の検討中</div> </div>	措置困難	その他									
(実施(予定)時期:)												
<p>(説明)</p> <p>1 業者登録制度については、平成14年12月3日に決定した「米政策改革大綱」において、「安定供給を図るための危機管理体制を体系的に整備することとし、この前提として、流通業者について、届出制の導入等により平常時から幅広く把握できる体制を構築する。」との方向性が示されたことから、現在、法律改正の作業を行っているところである。</p> <p>2 小売業の登録制度については、有効期間の定めのない届出制に法律改正することにより、更新登録の手続きが不要となる。</p>												
担当局課室等名	食糧庁消費改善課											

分野	流通	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会					
項目	高関税率の是正							
意見・要望等の内容	加工鰻の高関税率の是正							
関係法令	関税定率法第3条	共管	なし					
制度の概要	U R 合意の結果、加工鰻（ウナギ調整品）には平成13年度は従価格で9.6%（特惠税率は7.2%）の関税を賦課している。							
計画等における記載の状況	該当なし							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期：)</p>				<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>					
<p>(説明)</p> <p>加工鰻（ウナギ調整品）の関税率は、国内関係者への影響が大きい中、U R 交渉で最大の譲歩を行い15%から9.6%に引き下げられたところであり、これを見直すことは困難である。</p>								
担当局課室等名	水産庁加工流通課							

分野	流通	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会					
項目	輸入割当（IQ）制度の撤廃							
意見・要望等の内容	水産物（ニシン、たら、ぶり、さば、いわし、あじ、さんま、ホタテ、貝柱、煮干）に関する輸入割当（IQ）制度の撤廃							
関係法令	外国為替及び外国貿易法第 52 条、輸入貿易管理令第 3 条及び第 9 条	共管	経済産業省					
制度の概要	我が国の零細かつ多数の沿岸・沖合漁業者の主対象漁獲物について、無秩序な輸入がこれら漁業者に悪影響を与えないよう、その輸入について割当制としており、各品目毎に年 1 回輸入割当限度数量（又は金額）を定めている。							
計画等における記載の状況	該当なし							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> その他 </td> </tr> </table>				措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難	その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難	その他					
<p>（説明）</p> <p>我が国の零細かつ多数の沿岸・沖合漁業者の主対象漁獲物については、近隣諸国と資源、漁場面で競合していること等を考慮し、無秩序な輸入がこれら漁業に悪影響を与えないよう、その輸入について割当制としていることから、これを撤廃することは困難である。</p> <p>一方、先着順割当（輸入枠（IQ）を有していない者のための割当）の増大による新規参入者の拡大等制度の運用の改善を図ってきているところである。</p>								
担当局課室等名	水産庁漁政部加工流通課							

分野	流通	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	卸売市場法の活性化			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者販売の禁止 卸売市場法により市場に入荷した商品は必ず仲卸を経由することが義務付けられている。中間マージンの排除のためにも規制の撤廃が必要である。 ・ 自己の計算による卸売の禁止 卸売市場法により青果物は市場手数料が商品によって決められており、自由な取引ができずに商品開発等にメリットが発揮できない。 			
関係法令	卸売市場法	共管	なし	
制度の概要	卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資する。			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画 7(3)エ</p> <p>生鮮食料品流通制度については、「卸売市場について、市場外流通とコスト、サービス面に対抗し得るような競争力の強化を図るため、市場関係者の経営問題、市場の有する諸機能の向上策等も含めた総合的な検討を行う中で、卸売手数料の問題について検討を行う。」とされている。</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>1 要望内容については、卸売業者は、仲卸業者だけでなく売買参加者にも卸売りできるほか、仲卸業者、売買参加者以外の者にも卸売りできる場合もあること、卸売業者は、一定の規格または貯蔵性を有し、かつ、供給事情が比較的安定している生鮮食料品等については自己の計算において卸売りできること等事実と異なる部分がある。</p> <p>2 なお、消費者、学識経験者、市場関係者等をメンバーとする「食品流通の効率化等に関する研究会」を開催し、卸売市場のあり方を含めた食品流通の構造改革の方針について検討を進めているところ。</p>				
担当局課室等名	総合食料局卸売市場室			

分野	流通	要望提出者	日本経済団体連合会
項目	食品表示制度の改善について		
要望の内容	<p>・食品の表示制度に関する懇談会の中間取りまとめに盛り込まれた事項（用語・定義の統一、相談窓口の一元化等）を速やかに実現すべき。</p> <p>・表示項目の見直しにあたっては、事業者の意見も十分に踏まえ、簡素で効果的なものとなるよう要望。また、表示項目の見直しに伴って複数の制度の表示ルールを改正する必要がある場合、これらの改正時期を可能な限り同時期とするよう要望。</p>		
関係法令	食品衛生法、JAS法	共管	（食品衛生法については厚生労働省所管、JAS法については農林水産省所管）
制度の概要	食品の表示制度は、現在、食品衛生法、JAS法等複数の法律に規定されている。このため、各表示制度に基づく表示項目・表示内容の整合性がとれておらず、用語や定義の統一性が欠けているものがあり、解釈等に関する情報提供などの運用面でも統一性に欠けるといった指摘がある。		
計画等における記載の状況			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	（実施（予定）時期： ）		
<p>（説明）</p> <p>分かりやすい食品表示の実現のため、厚生労働省、農林水産省等が連携して、</p> <p>（１）食品衛生法に関する審議会とJAS法に関する調査会の共同会議を開催し、JAS法及び食品衛生法に共通する表示項目の整合性の確保等を中心に、食品の表示に関する基準全般について調査審議する（注１）、</p> <p>（２）食品衛生法及びJAS法で規定された表示に関する相談等を一元的に受け付ける相談窓口を設置する（注２）、</p> <p>（３）食品の表示制度を一覧できるような分かりやすいパンフレットを作成する</p> <p>といった取組みを行っている。</p> <p>（注１）14年12月11日に第1回共同会議を開催。第2回を15年1月22日に開催。</p> <p>（注２）14年12月16日に設置済み。</p>			
担当局課室等名	総合食料局品質課		

分野	流通	要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	動物用医薬品販売に関する緩和			
要望の内容	動物用医薬品を販売するには、医薬品の一般販売業の許可業者であっても、動物用医薬品の一般販売業の許可を取得する必要があるが、この許可制を届出制とし、6年ごとの更新も不要とする。			
関係法令	薬事法第24条、第25条、第26条第1項、同条第2項及び第83条 (動物用医薬品等取締規則第20条)	共管	厚生労働省	
制度の概要	動物用医薬品を販売するには、動物用医薬品の販売業の許可を受けなければならないとされている(薬事法第24条及び第83条)。このため、人体用医薬品の一般販売業者であっても、動物用医薬品を販売するには、動物用医薬品の一般販売業の許可を受けることが改めて必要である。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難	その他
(説明)				
<p>医薬品の販売等の行為は、医薬品の特殊性にかんがみ、その販売等を国民の自由に委ねることは保健衛生上不適当であるので、これを業として行うことを一般的に禁止し、基準を満たした者に対してのみ許可を与えることとされている。動物用医薬品については、使用対象動物が多岐にわたり薬物代謝等がさまざまであること、それぞれの動物に人間とは異なる多くの疾病があること、畜産物への残留を防止するための休薬期間、使用規制があること、特殊な剤型(レンガ様の固型剤、乳房注入剤など)、包装形態(20kg入りの袋など)のものがあること等人体用医薬品とは異なる特性があり、またこのため動物薬事行政を所管する各都道府県の農林水産部局による一連の監督を行う必要があることから、農林水産大臣がその製造・輸入を承認したものについて、農林水産大臣が定めた基準を満たした者にのみ一般販売業の許可を与えることとされている。</p> <p>また、許可の更新については、施設の改修等による許可後の状況の変化を定期的に確認し、もって医薬品一般販売業の水準を常に維持する必要があることから、これを行うこととしているものである。なお、許可の有効期間については、「許可等の有効期間の延長に関する法律(平成9年法律第105号)」により3年から6年に倍加されたところである。</p>				
担当局課室等名	生産局畜産部衛生課薬事室			

分野	流通	要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	米穀（計画流通米）小売業の登録更新手続きの簡素化及び登録有効期間の延長			
要望の内容	米穀小売業者の登録に係る申請書類の簡素化及び登録有効期間の延長について			
関係法令	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条第1項で読み替えて準用する第10条	共管	なし	
制度の概要	<p>1 有効期間の満了後引き続き小売業を行おうとする者は、更新の登録を受けなければならない。</p> <p>2 小売業の登録の有効期間は、登録を受けた日から起算して3年とする。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>1 現在、小売業者の登録の更新に当たって提出を求めている書類は、申請書、事業計画書、登記簿謄本等現行制度における登録要件の充足を確認する上で必要最小限となっているが、米政策全体の見直しの中で、計画流通制度見直しと併せ、検討中である。</p> <p>2 小売業者の登録有効期間の延長については、米政策全体の見直しの中で、計画流通制度見直しと併せて、検討中である。</p>				
担当局課室等名	食糧庁消費改善課			

分野	流通	要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	米麦加工食品の輸入における納付金の徴収・届出制の廃止			
要望の内容	米麦加工食品（例：冷凍もち巾着、小麦粉）の輸入の際に、食糧庁への届出が必要。 また、納付金を支払う必要があるためコストが上昇し輸入メリットがない。 このため、納付金の徴収制度・届出制を撤廃されたい。			
関係法令	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第65条、第70条	共管	なし	
制度の概要	主要食糧である米、麦及びその加工品の輸入を行おうとする者は、国際約束に従って定められた額に輸入数量を乗じた額を政府に納付しなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>1. 食糧法においては、政府が主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資するとされている。</p> <p>2. このため、主要食糧である米麦及び汎用性の高い米麦加工食品の輸入については、国内産米麦の需給・価格の安定に出来るだけ影響を与えないよう、国家貿易品目とするとともに政府以外の者が輸入する場合には、UR農業合意に基づき基準期間（1986～88年）における実際の内外価格差を用いて適切に設定された二次税率を徴収している。</p> <p>3. 二次税率の徴収方法については、WTO農業協定に明記されておらず、各加盟国の裁量に委ねられている。我が国の米麦及び米麦加工食品の場合、二次税率のすべてを関税収入とするのではなく、食糧庁がマークアップ（国家貿易による輸入における売買差益）の上限額に相当する額を納付金として徴収することが米麦の需給及び価格の安定を図るという食糧政策上妥当なものと考えている。</p> <p>食糧庁が徴収した納付金については、食糧管理特別会計の歳入とし、米麦の需給及び価格安定を図るための経費（国内産米の備蓄経費等）に充当している。</p> <p>4. なお、米麦加工品を輸入する場合には、届出の対象としていない。</p>				
担当局課室等名	食糧庁加工食品課			

分野	流通	要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	植物検疫の緩和			
要望の内容	輸入商品の価格の引き下げや鮮度の向上を図るため、チェリー、リンゴ、マンゴウ、パイナップル等、生果実の輸出の際に行われる日本側植物防疫官による現地での検疫実施確認を廃止する。			
関係法令	植物防疫法	共管	なし	
制度の概要	<p>我が国は、農作物に重大な被害を与えるおそれのある病害虫の侵入を防止するために、国と植物を特定し、その輸入を禁止している（植物防疫法第7条第1項）。</p> <p>しかしながら、輸出国において、当該病害虫の我が国への侵入を防止する検疫措置（消毒処理等）が確立された場合には、その措置を確実に講じたことを日本の植物防疫官が確認することを条件に輸入を認めている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	措置予定			
	(実施(予定)時期： 年 月)		(結論時期： 年 月)	
<p>(説明)</p> <p>1. 仮に適切な消毒処理等が行われない植物が輸入されてしまった場合には、侵入を警戒している病害虫が我が国に侵入してしまう危険性があり、このような事態となれば、その病害虫により我が国の農業生産が甚大な被害を受けるとともに、病害虫の撲滅に莫大な費用を要することとなる。</p> <p>2. このような事態を回避するため、消毒処理等を条件として輸入を解禁する場合には、消毒施設が消毒処理を実施する施設として適当であるか、消毒処理が適切に実施されているか等を現地で確認する必要がある。この確認業務に関しては、農産物に重大な被害を与えるおそれのある病害虫の侵入を許した場合、被害を受けるのは我が国であり、政府にはそれを防ぐ義務がある等の理由から実施しているものであり、今後とも我が国の植物防疫官の派遣を廃止することはできない。</p> <p>3. なお、日本から米国や豪州に一定の条件のもとに農産物を輸出する場合にも、輸入国の検査官が来日し、消毒等の検疫措置の確認を実施している。</p>				
担当局課室等名	生産局植物防疫課検疫対策室			

分野	エネルギー	要望提出者	日本風力発電協会	
----	-------	-------	----------	--

項 目	風力発電の立地促進に関する規制緩和及び許認可手続きの簡素化		
要望の内容	地域森林計画対象の私有林地・公有林、および保安林における風力発電事業に係わる開発行為の規制緩和（林地開発許可制度に関しては、許可に要する期間を短縮することを要望）		
関係法令	森林法第10条の2	共管	なし
制度の概要	<p>都道府県知事は、開発行為の許可の申請があった場合において、当該開発行為が森林の土地に及ぼす影響に関し、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全といった公益目的の達成に必要な要件を満たす場合は許可しなければならないこととされている（森林法（以下「法」という。）第10条の2第2項）。</p> <p>法第10条の2に基づく開発行為の許可に要する期間については、都道府県知事が定めるべき標準処理期間をおおむね80日以内（「森林法に基づく都道府県知事の処分に係る審査基準等について」（開発行為の許可及び保安林等における制限関係）（平成6年9月16日付け6-18林野庁治山課長通知））としており、平成12年4月、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）の施行により、林地開発許可制度が都道府県知事の自治事務とされて以降、都道府県知事はこれを目安として処理しているところである。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： 年 月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 （結論時期： 年 月）	措置困難 その他
<p>（説明）</p> <p>法第10条の2に基づく開発行為の許可は、都道府県知事の自治事務であり、この許可に要する期間については、都道府県知事が行政手続法第6条に基づいて標準処理期間を定めることに努め、これを定めたときには公にすることとなっている。</p> <p>都道府県が、国が示している標準処理期間の目安を踏まえつつ、実際に許可申請書を受理してから許可に要している期間に即して、この期間を定めるものであり、都道府県に要望されたい。</p>			
担当局課室等名	林野庁森林整備部治山課		

分野	エネルギー	意見・要望提出者	風力発電事業者懇話会外
項目	売電を目的とした民間風力発電事業への国有林野の貸付要件		
意見・要望等の内容	「国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて(平成13年9月7日付け13林国業第65号林野庁長官通達)」によれば、売電を目的とする民間事業としての風力発電を実施する場合、貸付面積5ha、貸付料年額30万円を超えない範囲と規定されているが、当該上限の規制を緩和されたい。		
関係法令	国有林野の管理経営に関する法律第7条 会計法第29条の3 予算決算及び会計令第99条	共管	なし 財務省所管 財務省所管
制度の概要	<p>国有林野における風力発電を含む自然エネルギー利用の発電の取扱いについては、次の関係法令の規定を踏まえた上で、地球温暖化の防止、地域振興等の観点から、国有林野に賦存している自然エネルギーの利用の促進を図るため、所要の林野庁長官通達(「国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて」(平成13年9月7日付け13林国業第65号))を整備したところである。</p> <p>1 国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)</p> <p>国有林野の管理経営に関する法律第7条は、「国有林野の用途又は目的を妨げない限度」において契約により使用収益させることができると規定されているところである。本事案は、売電を目的とする民間事業者に対して国有林野を貸し付けるものであることから、地方公共団体及び一般電力会社等の場合と異なり、同法第7条第1項第1号(公用、公共用又は公益事業の用に供するとき)等に基づくことが困難であると位置付けた上で、使用用途にかかわらず貸し付けることができる旨を特に規定している同項第5号(5haを超えない範囲内において貸し付ける場合)に基づき貸し付けることとしているところである。</p> <p>2 会計法(昭和22年法律第35号)</p> <p>会計法第29条の3第5項は、随意契約によることができる場合について規定しているところである。具体的には、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条に規定されており、本事案は、上記1と同様の理由により、同条第21号(公共用、公用又は公益事業の用に供するために貸し付けるとき)等に基づくことが困難と位置付けた上で、同条第6号(予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない場合)に基づき貸し付けることとしているところである。なお、同条第21号等により貸し付ける場合は、財務大臣への協議が必要とされているところである。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		

対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(説明) 本事案は、売電を目的とする民間風力発電事業であり、公益事業等として位置付けられていないため、林野庁長官 通達に定めた取扱いによらざるを得ない状況にある。したがって、貸付面積5ha、貸付料年額30万円を超えて国 有林野を貸し付けするためには、新たに公益事業等として位置付けられることが必要である。				
担当局課室等名	林野庁業務課国有林野管理室			

分野	運輸	意見・要望提出者	(社)日本船主協会	
項目	内航船接続時の積替届けの廃止			
意見・要望等の内容	植物検疫の対象貨物を、外航船から内航船に積み替え、他の港に回漕しようとするときの植物防疫所への積替届けの提出を廃止してほしい。			
関係法令	植物防疫法	共管	なし	
制度の概要	<p>1. 植物は省令で指定された港以外の場所で輸入してはならないこと(法第6条第3項)及び指定された港に到着後は、遅滞なく植物防疫所に届け出て検査を受けなければならないこと(法第8条第1項)が義務づけられている。</p> <p>2. ただし、密閉型コンテナで輸入される植物については、最終仕向先港以外の港において外航船から一次的に卸下し、開扉することなく速やかに内航船に積替えて最終仕向先港に回漕される場合には、積替えが行われる港を管轄する植物防疫所に積替届けを提出して確認を受ければ、外航船が到着した港ではなく、最終仕向先港において植物防疫所の検査を受けることができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">外航船 = 外国と貿易を行うため外国航路を航行する船舶。 内航船 = 国内沿海を航行する船舶。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
<p>1. 植物防疫法において、植物は省令による指定港以外での輸入が制限され、指定港で輸入検査を受けなければならないと義務づけられているのは、海外からの病虫害の侵入及びまん延を水際で防止し、輸入検疫の的確かつ効率的な実施を確保するために規定されているものである。</p> <p>2. 密閉型コンテナで輸入される植物については、積替え港での病虫害の侵入及びまん延の危険性がないという植物検疫上の条件が満足される場合、すなわち、開扉されず、速やかに内航船に積替えることが確保され、その事実が積替届けにより確認される場合に限って、最終仕向先港での輸入検査を受けられることとした措置である。</p> <p>3. このため、外航船から卸下したコンテナが、植物防疫所の取締りが可能である指定港において確実に内航船に積替えられること、内航船は国内のどこの港にも入港することが可能であることから、積替えた植物の仕向港が植物防疫所の検査が可能な指定港であること、等について確認することは植物検疫上の実効性を確保するため必要不可欠である。</p> <p>4. したがって、この確認事務のための「積替届け」の提出は廃止できない。</p>				
担当局課室等名	生産局植物防疫課			

分野	運輸	意見・要望提出者	大阪商工会議所、(社)日本経済団体連合会、(社)日本船主協会		
項目	輸出入・港湾諸手続の簡素化およびワンストップサービスの実現				
意見・要望等の内容	<p>2003年度までに、入港から輸入許可に要する時間を最短で24時間以内に短縮するため、各種申請の必要性について根本から再検討を行うこと、現行の申請書類を可能な限り削減し、業務改革(BPR)を進めることが重要である。その上で、全ての輸出入・港湾関連手続を統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシングルウィンドウ(ワンインプット)システムを整備すべきである。(その他「現行の港湾・輸出入諸手続全ての見直しに関する意見1件」「輸出入や検疫、通関などの手続についても手続窓口の一本化の意見1件」)</p> <p>また、NACCSデータの有効活用による船社等に課されている港湾統計等の申告義務の免除あるいは廃止及び申請データや各種統計資料の関係官公庁による共有化を進めること。</p>				
関係法令	関税法、家畜伝染病予防法、植物防疫法、等	共管	財務省、国土交通省、経済産業省、財務省、厚生労働省		
制度の概要	動植物を輸入する場合には、動植物検疫を受け、合格した旨を税関に示さなければ通関できない。				
計画等における記載の状況	<p>輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進【平成15年度の出来るだけ早い時期に運用開始】</p> <p>港湾における輸入手続等については、我が国港湾の競争力強化、物流の効率化等の観点から、電子的な申請・処理を原則とし、そのワンストップ化が極めて重要である。</p> <p>必要なことは、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムとなっていることである。このため、既往の部分システムの改善にも努めつつ、平成15年度の出来るだけ早い時期に、上記の要請を満たしたシステムの運用開始ができるよう、関係省庁で合意した基本方針(グランドデザイン)に基づき、関係省庁が協力して、検討・調整を進める。</p> <p>輸出入・港湾関連手続について(中略)統計情報を含め、現行の提出書類を徹底的に見直し、標準化を実施するとともに、他府省と重複するもの、また単なる参考資料として提出を求められているものについては、一本化あるいは廃止を検討する。</p>				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	
	措置済	措置するか否かを含めて検討中			
	措置予定	具体的措置の検討中			
	(実施(予定)時期:15年度のできるだけ早い時期)				

(説明)

- (1) 輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化については、平成15年のできるだけ早い時期を目標にこれを実現することとしており、関係府省と連携、協力しつつ、現在、鋭意システム開発作業を進めているところである。
- (2) シングルウィンドウ化に当たっては、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するよう取り組んでいるところであり、これまで、シングルウィンドウ説明会を全国6カ所で開催するなど、民間利用者の意見聴取にも努めてきたところである。
- (3) また、手続の徹底した見直しについては、今後とも、各種手続の必要性を逐次検討し、その見直しが必要なものについては、適宜、措置していくこととしているところである。

担当局課室等名

生産局植物防疫課、畜産部衛生課

分野	その他	意見・要望提出者	(社)リース事業協会			
項目	リース(延払)非適用の補助金制度等へのリース(延払)の適用					
意見・要望等の内容	自己資金等によって設備を調達した場合に利用できる補助金制度等について、リース(延払)によって設備等を使用(調達)した場合においても同等の措置を講じること。					
関係法令	なし	共管	なし			
制度の概要	各補助事業につき実施要領等を制定し、農業機械等各種のリースに関して補助事業の対象となる場合はその旨の記載をしている。					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; text-align: center;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 その他 </td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他				
(説明)	農林水産省においては、各種補助事業において、農業機械等のリースについて補助対象としているところである。					
担当局課室等名	大臣官房予算課					